

地震保険

ご契約のしおり

地震保険普通保険約款および特約



このご契約のしおりは、2022年10月1日以降に保険期間を開始するご契約を対象にしています。

Rakuten 楽天損保

ご契約者の皆様へ

- このたびは弊社の地震保険をご契約いただきありがとうございます。保険証券と共に「地震保険ご契約のしあり」をお届けいたします。
- 保険証券等の記載内容と、お申し込みいただいた内容に相違がないか、ご確認ください。
- 「地震保険ご契約のしあり」は、ご契約上の大切な事項を記載していますので、保険証券と共に大切に保管いただきますようお願いいたします。
- ご契約者と被保険者が異なる場合は、ご契約内容を被保険者にご説明いただきますようお願いいたします。
- 取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付およびご契約の管理等の代理業務を行っています。
したがいまして、取扱代理店との間で有効に成立したご契約は、弊社と直接ご契約されたものとなります。
- 「申込書」に関する規定は、弊社所定の保険契約申込書またはインターネットおよび弊社所定の機器等における契約申込画面と読み替えます。
- 「保険証券」に関する規定は、弊社所定の保険証券または弊社所定のインターネット上の契約情報画面をいいます。
- ご不明な点がありましたら、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

特にご注意いただきたいこと

- 住まいの火災保険では、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災（延焼・拡大も含みます。）損害についても保険金をお支払いできません。
これらの損害を補償するには、別途「地震保険」をご契約いただくことが必要となりますので、ご承知おきください。
- 住まいの火災保険では、ご希望されない場合を除き、地震保険をあわせてご契約いただくことになっています。なお、地震保険を単独でご契約いただくことはできません。
- 地震保険のご契約を希望されない場合には、申込書等の「地震保険ご確認欄」にご署名または記名・捺印（または弊社所定の契約申込画面でご確認）ください。
- 保険料（分割払の場合は初回保険料）はご契約と同時に払い込みください。
保険期間が始まった後でも保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。保険金額が増額となる場合等の追加保険料についても同様です。（地震保険普通保険約款第9条（3）→29ページ、保険料分割払特約（一般）第4条→41ページ、第6条→41ページ）
- 保険料を払い込みいただきますと、原則として弊社所定の保険料領収証が発行されますので、ご確認ください。
- 事故が発生した場合には、すみやかに楽天保険の総合窓口あんしんダイヤルまたは取扱代理店にご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金をお支払いできないことがあります。（地震保険普通保険約款第26条→33ページ）
- 申込書等の記載内容が事実と異なっている場合には、ご契約を解除する場合があります。ご契約を解除する場合には、保険金をお支払いできないことがあります。（地震保険普通保険約款第10条→29ページ）
(注)住まいの火災保険のご契約時に地震保険をご契約されなかった場合でも、住まいの火災保険の保険期間（ご契約期間）の中途から（ただし、東海地震に係る地震防災対策強化地域においては、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときから一定期間を除きます。）地震保険をご契約になりますので、ご希望される場合には、取扱代理店または弊社までご連絡ください。
- ※損害保険会社の経営が破綻した場合でも、地震保険では、「損害保険契約者保護機構」により、保険金・返戻金の全額が補償されます。
- ※複数の保険会社による共同保険の場合、幹事会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく、単独別個に保険契約上の責任を負います。

<地震保険料控除>

地震保険の払込保険料に応じて、一定の額がその年の契約者（保険料負担者）の課税所得から差し引かれ、税負担が軽減されます。

※従前の損害保険料控除は2006年12月31日をもって廃止されました。経過措置として2006年12月31日までに保険期間が開始する保険期間10年以上の積立型保険契約で2007年1月以降保険料の変更のない契約については、従前の損害保険料控除の対象となります。ただし、経過措置が適用される積立型火災保険に地震保険を付帯している契約については、従前の損害保険料控除と地震保険料控除のいずれか一方しか適用されません。

地 震 保 険

I 地震保険の内容	4
1. 地震保険の対象	
2. 地震保険の補償内容	
3. 保険金をお支払いできない主な場合	
II 損害の認定基準について	5
1. 建物の「全損」「大半損」「小半損」「一部損」	
2. 家財の「全損」「大半損」「小半損」「一部損」	
III ご契約時にご注意いただきたいこと	12
1. 地震保険の保険金額（ご契約金額）について	
2. 地震保険の保険期間について	
3. セットで契約する住まいの火災保険との関係	
4. セットで契約する住まいの火災保険の保険期間が1年を超える長期契約の場合の取扱い	
5. 対象となる建物または対象となる家財を収容する建物の構造と所在地について	
IV 地震保険の割引制度について	13
1. 免震建築物割引	
2. 耐震等級割引	
3. 耐震診断割引	
4. 建築年割引	
V ご契約後にご注意いただきたいこと	16
VI 事故が起きたときの手続き	16
VII 保険金をお支払いした後のご契約	16
VIII 警戒宣言発令後の地震保険の取扱いについて	16
IX 保険期間の途中で地震保険をご契約になりたい場合	17

その他の確認事項

I クーリングオフ（契約申込みの撤回等）について	18
II 損害保険契約者保護機構について	19
III 共同保険について	19
IV 個人情報のお取扱いについて	19
V 保険に関するご相談または苦情の受付等について	20

普通保険約款・特約

I 保険証券等上の表示について	21
【自動付帯特則について】	
【自動付帯特約について】	
【任意付帯特約について】	
II 普通保険約款	23
地震保険普通保険約款	23
満期戻総合保険契約に付帯される場合の特則	38
III 特約	41

地震保険

I 地震保険の内容

1. 地震保険の対象 (地震保険普通保険約款第4条→26~27ページ)

(1) 対象となるもの (保険の対象)

- ・居住用建物 (住居のみに使用される建物および併用住宅)
- ・居住用建物に収容されている家財 (生活用動産)

(2) 対象とならないもの

- ・店舗や事務所のみに使用されている建物、およびその建物に収容されている営業用什器・備品や商品等の動産
- ・通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車^(注)
- ・貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるもの^(注)
- ・稿本 (本等の原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物^(注)

(注) セットでご契約いただく住まいの火災保険の対象に含めている場合であっても、地震保険では対象となりません。

※建物と家財のそれぞれご契約いただく必要があります。保険の対象が建物だけの場合、建物に収容されている家財に損害が生じても、保険金は支払われません。

2. 地震保険の補償内容 (地震保険普通保険約款第2条→25ページ、第5条→27~29ページ)

地震・噴火またはこれらによる津波 (以下、「地震等」といいます。) を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって建物、家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

保険金は、実際の修理費ではなく、損害の程度 (全損、大半損、小半損または一部損) に応じて地震保険のご契約金額の一定割合 (100%、60%、30%または5%) をお支払いします。

	損害の程度	お支払いする保険金
建物	全損のとき	建物の地震保険金額の全額 [時価限度]
	大半損のとき	建物の地震保険金額の60% [時価の60%限度]
	小半損のとき	建物の地震保険金額の30% [時価の30%限度]
	一部損のとき	建物の地震保険金額の5% [時価の5%限度]
家財	全損のとき	家財の地震保険金額の全額 [時価限度]
	大半損のとき	家財の地震保険金額の60% [時価の60%限度]
	小半損のとき	家財の地震保険金額の30% [時価の30%限度]
	一部損のとき	家財の地震保険金額の5% [時価の5%限度]

※損害の程度が一部損に至らない場合は、保険金は支払われません。

※地震保険をセットする火災保険の保険の対象である建物に門、塀、垣、エレベーター、給排水設備などの付属物を含める場合、建物の保険金額にはこれらの付属物の金額も含まれていますが、損害査定の際には、大震災発生時でも保険金を迅速・的確・公平にお支払いするため、建物の主要構造部 (主要構造部については、5ページのII 損害の認定基準についてをご参照ください。) に着目して建物全体の損害を認定しています。したがって、付属物のみに損害が発生した場合は、保険金の支払対象となりません。なお、付属物に損害が発生した場合には、建物の主要構造部にも損害が発生している可能性が高いため、取扱代理店または弊社にその旨ご相談ください。

※損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」については、後記「II 損害の認定基準について」をご参照ください。

1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が12兆円（2022年4月現在）を超える場合、お支払いする保険金は、次の算式により計算した金額に削減されることがあります。

（地震保険普通保険約款第7条→28ページ）

お支払いする保険金 =

$$\frac{\text{全損、大半損、小半損または}}{\text{一部損の算出保険金}} \times \frac{12\text{兆円}}{\text{算出された保険金の総額}}$$

<ご参考>

東日本大震災が発生した際にも、削減することなく保険金は支払われております。また、大震災発生時には、政府は復旧・復興に向け、地震保険以外の様々な施策も実施しています。

3. 保険金をお支払いできない主な場合（地震保険普通保険約款第3条→25~26ページ）

建物・家財が地震等により損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害や、保険の対象の紛失・盗難の場合には保険金をお支払いできません。

II 損害の認定基準について

前記I 2. の「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」^{(注1) (注2)}にしたがって、次のとおり行います。

(注1) 国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。

(注2) 地震発生時点の基準が適用されます。

1. 建物の「全損」「大半損」「小半損」「一部損」

損害の程度	認定の基準(①②または③)		
	①主要構造部 ^(注) (軸組、基礎、屋根、外壁等)の損害額	②焼失または流失した床面積	③床上浸水
全損	建物の時価の50%以上	建物の延床面積の70%以上	
大半損	建物の時価の40%以上50%未満	建物の延床面積の50%以上70%未満	
小半損 一部損	建物の時価の20%以上40%未満	建物の延床面積の20%以上50%未満	
	建物の時価の3%以上20%未満		建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、その建物が全損・大半損・小半損・一部損に至らないとき

(注) 地震保険でいう「主要構造部」とは、建築基準法施行令第1条第3号に掲げる構造耐力上主要な部分をいい、損害調査においては、建物の機能を確保する部位で、損害が外観上発生することが多い箇所を着目点としています。

※地震等を原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能(一時的な場合を除きます。)となったときは、全損とみなします。

【建物の主要構造部の損害額に基づく損害程度の認定方法】

(1) 建物部位の被害程度に着目した損害の認定基準

① 木造建物

在来軸組工法の場合は「軸組（小屋組、内壁を含みます。）、基礎、屋根、外壁」、枠組壁工法の場合は「外壁、内壁（床組を含みます。）、基礎、屋根」に着目して被害程度を調査し、工法ごとの損害認定基準表（在来軸組工法：表1-1、枠組壁工法：表1-2）から損害割合を求め、それらを合算し、全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。より詳細な調査を要する場合には、第二次査定を実施することがあります。

② 非木造建物

建物全体の沈下または傾斜の程度を調査し、沈下・傾斜による損害認定基準表（鉄筋コンクリート造：表2-1、鉄骨造：表2-3）から沈下・傾斜の損害割合を求めます。この損害割合が50%以上の場合は、その建物を全損と認定します。

沈下・傾斜がない場合や沈下・傾斜の損害割合が50%に達しない場合には、構造ごとに定めた着目点の被害程度を調査し、部分的被害による損害認定基準表（鉄筋コンクリート造：表2-2、鉄骨造：表2-4）から部分的被害の損害割合を求めます。沈下・傾斜による損害割合と部分的被害の損害割合を合算し、全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。

③ 区分所有建物の専有部分

区分所有建物の専有部分を個別に損害認定する場合、専有部分に建物全体の被害（傾斜）が生じていれば、傾斜による損害認定基準表（表3-1）から損害割合を求めます。そのうえで、専有部分を構成している「内壁、床、天井」に着目して被害程度を調査し、損害認定基準表（表3-2）から損害割合を求め、それぞれの損害割合を合算し、全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。

(2) 津波による損害の認定基準

木造建物（在来軸組工法、枠組壁工法）、共同住宅を除く鉄骨造建物（鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅）の場合、津波による「浸水の高さ」に着目して被害程度を調査し、津波による損害の認定基準（表4）を基に全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。

(3) 「地震等」を原因とする地盤液状化による損害の認定基準

木造建物（在来軸組工法、枠組壁工法）、共同住宅を除く鉄骨造建物（鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅）の場合、地盤液状化による建物の「傾斜」または「最大沈下量」に着目して被害程度を調査し、地盤液状化による損害の認定基準（表5）を基に全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。

2. 家財の「全損」「大半損」「小半損」「一部損」

損害の程度	認定の基準
全損	家財の損害額が家財の時価の80%以上
大半損	家財の損害額が家財の時価の60%以上80%未満
小半損	家財の損害額が家財の時価の30%以上60%未満
一部損	家財の損害額が家財の時価の10%以上30%未満

【家財の損害程度の認定方法】

個々の家財の損傷状況によらず、家財を大きく5つ（①食器類②電気器具類③家具類④身回品その他⑤寝具・衣類）に分類し、その中で一般的に所有されていると考えられる品目

の損傷状況から、家財全体の損害割合を算出し、全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。

※区分所有建物（分譲マンション等）の損害割合の取扱い					
①建物：1棟建物全体で損害認定し、専有部分の損害が1棟建物全体より大きい場合には、個別に認定を行います。					
②家財：家財全体についてこれを収容する各専有部分ごとに認定を行います。					

【地震保険損害認定基準表（抜粋）】

（表1－1）木造建物 在来軸組工法損害認定基準表

主要構造部	被害の程度 (物理的損傷割合)	損害割合 (%)			物理的損傷割合の 求め方
		平家建	2階建	3階建	
軸組	①3%以下	7	8	8	$\frac{\text{損傷柱本数}}{\text{全柱本数}}$
	②～⑧ 略	12～41	13～45	14～46	
	⑨40%を超える場合	全損			
基礎	①5%以下	3	2	3	$\frac{\text{損傷布コンクリート長さ}}{\text{外周布コンクリート長さ}}$
	②～⑤ 略	5～11	4～11	5～12	
	⑥50%を超える場合	全損			
屋根	①10%以下	2	1	1	$\frac{\text{屋根の葺替え面積}}{\text{全屋根面積}}$
	②～④ 略	4～8	2～4	1～3	
	⑤50%を超える場合	10	5	3	
外壁	①10%以下	2	2	2	$\frac{\text{損傷外壁面積}}{\text{全外壁面積}}$
	②～⑤ 略	3～10	5～15	5～15	
	⑥70%を超える場合	13	20	20	

※建物の基礎全体が1/20（約3°）以上傾斜している場合は、建物全損と認定します。

※傾斜が1/20（約3°）以上ある柱の本数が建物全体の柱の本数の40%を超える場合は、建物全損と認定します。

※沈下している柱の本数が建物全体の柱の本数の40%を超える場合は、建物全損と認定します。

（表1－2）枠組壁工法損害認定基準表

主要構造部	被害の程度 (物理的損傷割合)	損害割合 (%)		物理的損傷割合の 求め方
		外壁	内壁	
外壁	①3%以下	2		$\frac{\text{1階の損傷外壁水平長さ}}{\text{1階の外周延べ長さ}}$
	②～⑥ 略	4～39		
	⑦25%を超える場合	全損		
内壁	①3%以下	3		$\frac{\text{1階の入隅損傷箇所合計} \times 0.5}{\text{1階の入隅全箇所数}}$
	②～④ 略	5～35		
	⑤15%を超える場合	全損		
基礎	①3%以下	1		$\frac{\text{損傷布コンクリート長さ}}{\text{外周布コンクリート長さ}}$
	②～⑦ 略	2～10		
	⑧35%を超える場合	全損		
屋根	①3%以下	1		$\frac{\text{屋根の葺替え面積}}{\text{全屋根面積}}$
	②～⑧ 略	2～9		
	⑨55%を超える場合	10		

※建物の基礎全体が1/20（約3°）以上傾斜している場合は、建物全損と認定します。

(表2-1) 非木造建物 鉄筋コンクリート造 沈下・傾斜による損害認定基準表

建物全体の被害	被　害　の　程　度		損害割合(%)
	最大沈下量 (沈下とは、建物が地表面より沈み込むもの)	① 5 cmを超える、10cm以下	
		②～⑩ 略	
		⑪ 100cmを超える場合	
	傾斜 (傾斜とは、沈下を伴う傾斜)	① 0.2/100(約0.1°)を超える、0.3/100(約0.2°)以下	
		②～⑦ 略	
		⑧ 2.1/100(約1.2°)を超える場合	

(表2-2) 非木造建物 鉄筋コンクリート造 部分的被害による損害認定基準表

被　害　の　程　度	被害の程度 (物理的損傷割合)	損害割合(%)
	① 10%以下	0.5
	②～⑤ 略	1～4
	⑥ 50%を超える場合	5
I 近寄らないと見えにくい程度のひび割れがある	① 5%以下	0.5
	②～⑩ 略	1～11
	⑪ 50%を超える場合	13
II 肉眼ではっきり見える程度のひび割れがある	① 3%以下	2
	②～⑪ 略	3～25
	⑫ 50%を超える場合	30
III 部分的にコンクリートが潰れたり、鉄筋、接合鉄筋・接合鋼板が見える程度のひび割れがある	① 3%以下	3
	②～⑪ 略	5～45
	⑫ 50%を超える場合	全損
IV 大きなひび割れやコンクリートの潰れが広い範囲に生じ、手で突くとコンクリートが落下し、鉄筋・接合鉄筋・接合鋼板が部分的には全部見えるような破壊がある 鉄筋の曲り、破断、脱落、座屈がある	① 3%以下	3
	②～⑪ 略	5～45
	⑫ 50%を超える場合	全損

※すべての構造について損傷の最も大きい階に着目します。
(ただし、最上階は除く。)

※壁式構造、壁式プレキャスト構造、中高層壁式ラーメン構造については、建物の長辺方向、短辺方向のうち損傷の大きい方向がわかる場合には、損傷の大きい方向に着目し、物理的損傷割合の調査を行います。

※ラーメン構造、壁式構造、壁式プレキャスト構造、中高層壁式ラーメン構造についてそれぞれ以下の着目点における物理的損傷割合を調査し、認定基準表から損害割合を求め、最も大きいものを部分的被害の損害割合とします。それに建物の沈下・傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。

ラーメン構造：柱（柱はり接合部を含む）、はり

壁式構造：外部耐力壁、外部壁ぱり

壁式プレキャスト構造：外部耐力壁、外部壁ぱり、プレキャスト鉛直接合部、プレキャスト水平接合部

中高層壁式ラーメン構造：長辺方向は、柱（柱はり接合部を含む）、はり、短辺方向は外部耐力壁、外部壁ぱり

(表2-3) 非木造建物 鉄骨造 沈下・傾斜による損害認定基準表

	被　害　の　程　度	損害割合(%)
建物全体の被害	最大沈下量 (沈下とは、建物が地表面より沈み込むもの)	①10cmを超える場合 3
		②～⑤ 略 10～40
		⑥40cmを超える場合 全損
傾斜 (傾斜とは、沈下を伴う傾斜)		①0.4/100(約0.2°)を超える場合 3
		②～⑤ 略 10～40
		⑥3.0/100(約1.7°)を超える場合 全損

(表2-4) 非木造建物 鉄骨造 部分的被害による損害認定基準表

	被　害　の　程　度	被害の程度(物理的損傷割合)	損害割合(%)
I	建具に建付不良がみられる 外壁および目地にわずかなひび割れ、かすかな不陸がある	①10%以下	1
		②～④ 略	2～4
		⑤50%を超える場合	5
II	建具に開閉困難がみられる 外壁の目地ずれ、ひび割れがある	①5%以下	1
		②～⑨ 略	2～12
		⑩50%を超える場合	15
III	建具の開閉不能、全面破壊がある 外壁に大きなひび割れや剥離、浮きだし、目地や隅角部に破壊がある	①3%以下	2
		②～⑩ 略	3～23
		⑪50%を超える場合	25
IV	外壁の面外への著しいはらみ出し、剥落、破壊、崩落がある	①3%以下	3
		②～⑨ 略	5～45
		⑩50%を超える場合	全損

※建物のすべての階に着目します。

※開口部(窓・出入口)および外壁の物理的損傷割合を調査し、損害認定基準表から損害割合を求め、最も大きい損害割合を部分的被害の損害割合とします。それに建物の沈下・傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。

※ピロティ方式の建物の場合、ピロティ部分には、開口部(窓・出入口)、外壁がないので、ピロティの柱に着目します。柱の傾斜を調査し、その最大傾斜から「沈下・傾斜による損害認定基準表」により損害割合を算出した上、建物延床面積に対するピロティ部分の床面積の割合を乗じ、ピロティ部分の損害割合を求めます。ピロティ部分以外については、建物の開口部(窓・出入口)および外壁のうちいづれか大きい損害割合に建物延床面積に対するピロティ部分以外の床面積の割合を乗じ、ピロティ部分以外の損害割合を算出します。ピロティ部分の損害割合とピロティ部分以外の損害割合を合算し、部分的被害の損害割合を求めます。それに建物全体の沈下または傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。

(表3－1) 区分所有建物の専有部分 専有部分全体の被害
(傾斜)による損害認定基準表

被 害 の 程 度			損害割合 (%)
専有部分 の被害	傾斜	0.3/100 (約0.2°) を超える場合	7

(表3－2) 区分所有建物の専有部分 専有部分を構成している部位に着目した損害認定基準表

被害の程度 (物理的損傷割合)		損害割合 (%)	物理的損傷割合の 求め方
内壁	乾式	ひび割れ (A)	① 5%以下 1 ②～⑤ 略 2～9 ⑥ 60%を超える場合 12
		浮き・ 外れ (B)	① 5%以下 1 ②～⑤ 略 2～13 ⑥ 60%を超える場合 18
		ひび割れ (C)	① 5%以下 1 ②～⑤ 略 2～13 ⑥ 60%を超える場合 18
		浮き・ 外れ (D)	① 5%以下 2 ②～⑤ 略 4～21 ⑥ 60%を超える場合 29
	床		① 25%以下 1 ② 25%を超え50%以下 2 ③ 50%を超える場合 3
			① 20%以下 1 ②③ 略 2～3 ④ 60%を超える場合 4
			天井の損傷箇所数 天井仕上面積 (m ²)
天井			天井の損傷箇所数 天井仕上面積 (m ²)

※内壁については、上記(A)～(D)のそれぞれの損害割合を算出し合算します。

※損傷した内壁の壁長さ1mを損傷1箇所とします。

※損傷した床および天井のそれぞれの仕上1m²をそれぞれの損傷1箇所とします。

※仕上とは、建築部位の表面を指します。

(表4) 木造建物(在来軸組工法、枠組壁工法)、共同住宅を除く鉄骨造建物(鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅)
津波による損害の認定基準

損害の程度	津 波 に よ る 損 害	
全 損	下記以外	180cm以上の床上浸水を被った場合または地盤面から225cm以上の浸水を被った場合
	平屋建て	100cm以上の床上浸水を被った場合または地盤面から145cm以上の浸水を被った場合
大半損	下記以外	115cm以上180cm未満の床上浸水を被った場合または地盤面より160cm以上225cm未満の浸水を被った場合
	平屋建て	75cm以上100cm未満の床上浸水を被った場合または地盤面より80cm以上145cm未満の浸水を被った場合
小半損	下記以外	115cm未満の床上浸水を被った場合または地盤面より45cmを超えて160cm未満の浸水を被った場合
	平屋建て	75cm未満の床上浸水を被った場合または地盤面より45cmを超えて80cm未満の浸水を被った場合
一部損	基礎の高さ以上の浸水を被った場合で全損、大半損または小半損に至らないとき	

※津波以外による損害には適用されません。

※主要構造部に大きな損傷が生じている場合には、「1.(1) 建物部位の被害程度に着目した損害の認定基準」での損害認定も行い、「損害の程度」の高い方を採用します。なお、両基準の調査結果を合算した認定は行いません。

(表5) 木造建物(在来軸組工法、枠組壁工法)、共同住宅を除く鉄骨造建物(鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅)
「地震等」を原因とする地盤液状化による損害の認定基準

損害の程度	「地震等」を原因とする地盤液状化による損害	
	傾 斜	最大沈下量
全 損	1.7/100(約1°)を超える場合	30cmを超える場合
大半損	1.4/100(約0.8°)を超える場合	20cmを超え、30cm以下の場合
	1.7/100(約1°)以下の場合	
小半損	0.9/100(約0.5°)を超える場合	15cmを超え、20cm以下の場合
	1.4/100(約0.8°)以下の場合	
一部損	0.4/100(約0.2°)を超える場合	10cmを超え、15cm以下の場合
	0.9/100(約0.5°)以下の場合	

※「地震等」を原因とする地盤液状化以外による損害には適用されません。

※「地震等」を原因とする地盤液状化による損害については、傾斜・最大沈下量のいずれか高い方の「損害の程度」を採用します。

※主要構造部に大きな損傷が生じている場合には、「1.(1) 建物部位の被害程度に着目した損害の認定基準」での損害認定も行い、「損害の程度」の高い方を採用します。なお、両基準の調査結果を合算した認定は行いません。

III ご契約時にご注意いただきたいこと

1. 地震保険の保険金額（ご契約金額）について

建物、家財ごとに、セットで契約する住まいの火災保険の保険金額の30%～50%の範囲で地震保険の保険金額を決めていただきます。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となります。すでに他の地震保険契約があつて追加契約するときは、限度額から他の地震保険金額の合計額を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。

2. 地震保険の保険期間について（地震保険普通保険約款第9条→30ページ）

地震保険の補償は、ご契約いただいた地震保険の保険期間初日の午後4時^(注)に始まり、保険期間末日の午後4時に終了します。

（注）ご契約時に午後4時以外の開始時刻を指定することも可能です。なお、住まいの火災保険と同時にご契約いただく場合は、住まいの火災保険と同一の開始時刻となります。

3. セットで契約する住まいの火災保険との関係（地震保険普通保険約款第22条→34ページ、第33条→37ページ）

（1）地震保険は、住まいの火災保険にセットして契約します。

（2）セットで契約する住まいの火災保険が保険期間（ご契約期間）の途中で終了した場合は、地震保険も同時に終了します。

4. セットで契約する住まいの火災保険の保険期間が1年を超える長期契約の場合の取扱い

地震保険を1年間ずつ自動的に継続する方式や最高5年までの長期契約とする方式があります。セットで契約する住まいの火災保険の保険期間とあわせてご契約いただきます。

〈保険期間が自動的に継続される場合のご注意〉

- ・保険期間が満了する3か月前までに継続しない旨のお申し出がない限り、保険期間は自動的に継続します。
- ・継続されるご契約の保険料は、所定の払込期日までに払い込みください。払込期日の属する月の翌月末までに払込みがない場合には、継続契約の始期日以降に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いできません。

5. 対象となる建物または対象となる家財を収容する建物の構造と所在地について

地震保険の保険料は、建物の構造および建物の所在地によって決まります。このため構造や所在地に誤りがないかご確認ください。

（建物の構造）

地震の揺れによる損壊や火災による焼損などの危険度合いを勘案し、イ構造とロ構造^(注)の2つに区分されています。

（注）平成22年1月改定に伴い、構造区分が変更となり保険料が引上げとなる場合には、経過措置が適用されて保険料負担が軽減される場合があります。適用条件など詳しくは取扱代理店または弊社までご連絡ください。

※セットで契約する火災保険の構造級別により区分されます。

（例）イ構造→火災保険の構造がM・T構造または1・2級構造の場合、もしくは満期戻火災保険の保険料区分がT構造の場合。

ロ構造→火災保険の構造がH構造または3級構造の場合、もしくは満期戻火災保険の保険料区分がH構造の場合。

（建物の所在地）

都道府県別に区分されています。

IV 地震保険の割引制度について

保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物（以下、「対象建物」といいます。）が次のいずれかに該当する場合は、地震保険料率に所定の割引が適用されます（地震保険の保険期間の開始日により適用できる割引が異なります。）。なお、保険期間の中途において下記に定める資料のご提出があった場合は、資料のご提出があった日以降の未経過期間に対して割引が適用されます。

1. 免震建築物割引

対象建物が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下、「品確法」といいます。）に規定する評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号、以下「評価方法基準」といいます。）において、免震建築物の基準に適合する建築物であること。ただし、次のうち、割引の適用条件が確認できる書類をご契約者よりご提出いただいた場合。

- ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関^(注1)により作成された書類^(注2)のうち、対象建物が免震建築物であることを証明した書類（写）^(注3)
- ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書（写）
- ・①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類（写）^(注4)および②「設計内容説明書」など免震建築物であることが確認できる書類（写）

（注1）登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。（「登録住宅性能評価機関」について、以下同様とします。）

（注2）品確法に基づく登録住宅性能評価機関として評価方法基準に基づき評価を行い、かつその評価内容が記載された書類に限ります。（「品確法に基づく登録住宅性能評価機関により作成された書類」について、以下同様とします。）

（注3）例えば以下の書類が対象となります。

- ・品確法に基づく建設住宅性能評価書（写）または設計住宅性能評価書（写）
- ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「現金取得者向け新築対象住宅証明書」（写）
- ・長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」（写）
- ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」（写）
- ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類（写）

（注4）「住宅用家屋証明書」（特定認定長期優良住宅であることが確認できる場合に限ります。）（写）および「認定長期優良住宅建築証明書」（写）を含みます。

割引率	50%
-----	-----

2. 耐震等級割引

対象建物が、品確法に規定する評価方法基準に定められた耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）または国土交通省の定める「耐震

診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」（以下、「評価指針」といいます。）に定められた耐震等級を有していること。ただし、次のうち、割引の適用条件が確認できる書類をご契約者よりご提出いただいた場合。

- ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関により作成された書類のうち、対象建物の耐震等級を証明した書類（写）^(注1)^(注2)^(注3)
- ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書（写）^(注2)
- ・①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類（写）^(注4) および②「設計内容説明書」など耐震等級を確認できる書類（写）^(注3)

（注1） 例えば以下の書類が対象となります。

- ・品確法に基づく建設住宅性能評価書（写）または設計住宅性能評価書（写）
- ・耐震性能評価書（写）
- ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「現金取得者向け新築対象住宅証明書」（写）
- ・長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」（写）または「長期使用構造等である旨の確認書」（写）
- ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」（写）
- ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類（写）

など

（注2） 以下に該当する場合には、耐震等級割引（30%）が適用されます。

- ・書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合。ただし、登録住宅性能評価機関（「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者）に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類（写）で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。

（注3） 以下に該当する場合には、耐震等級割引（新築は30%、増築・改築は10%）が適用されます。

- ・「技術的審査適合証」または「長期使用構造等である旨の確認書」において、免震建築物であることまたは耐震等級が確認できない場合
- ・「認定通知書」など上記①の書類のみご提出いただいた場合

（注4）「住宅用家屋証明書」（特定認定長期優良住宅であることが確認できる場合に限ります。）（写）および「認定長期優良住宅建築証明書」（写）を含みます。

耐震等級	割引率
3	50%
2	30%
1	10%

3. 耐震診断割引

対象建物が、地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法（昭和56年6月1日施行）における耐震基

準を満たす建物であること。ただし、次のうち、割引の適用条件が確認できる書類をご契約者よりご提出いただいた場合。

- ・耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準（平成18年国土交通省告示第185号）^(注)に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類（写）
- ・耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書（写）（耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則附則に基づく証明書など）

（注）平成25年国土交通省告示第1061号を含みます。

割引率	10%
-----	-----

4. 建築年割引

対象建物が、昭和56年6月1日以降に新築された建物であること。ただし、次のうち、割引の適用条件が確認できる書類をご契約者よりご提出いただいた場合（いずれの書類も記載された建築年月等により昭和56年6月1日以降に新築されたことが確認できるものが対象です。）。

- ・建物登記簿謄本、建物登記済権利証、建築確認書、検査済証など公的機関等^(注1)が発行^(注2)する書類（写）
- ・宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書（写）、不動産売買契約書（写）または賃貸住宅契約書（写）
- ・登記の申請にあたり申請者が登記所に提出する工事完了引渡証明書（写）または建物引渡証明書（写）

（注1）国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等

（注2）建築確認申請書（写）など公的機関等に届け出た書類で、公的機関の受領印・処理印が確認できるものを含みます。

割引率	10%
-----	-----

割引適用上の注意

※1 対象建物について、既にいずれかの割引が適用されている場合には、地震保険割引の種類（さらに耐震等級割引の場合は耐震等級）が確認できる以下の(a)または(b)に該当する書類をご提出いただくことができます。ただし、「証券番号（契約を特定するための番号）」、「保険契約者」、「保険期間の始期・終期（これらを特定できる情報を含む。）」、「建物の所在地・構造」、「保険金額」および「発行する保険会社（注）」の記載のあるものに限ります。

(a) 保険証券（写）、保険契約証（写）、保険契約継続証（写）、異動承認書（写）、満期案内書類（写）、または契約内容確認のお知らせ（写）

(b) (a)の代替として保険会社が保険契約者に対して発行する書類（写）または電子データ

（注）更改申込書、更新確認書等を確認資料とする場合には、「〇年〇月時点の契約内容に基づく」等の文言から、保険会社が作成した書類であることを確認できる場合に限ります。

※2 ※1にかかわらず、継続契約（前契約（弊社契約に限る）の地震保険期間の終期または解約日を保険期間の初日とする地震保険契約のうち、対象建物が同一である保険契約をいいます。）に、前契約に適用されていた地震保険割引の種類と同一の地震保険割引の種類の適用を受けようとする場合^(注)には、上記1.～4.のただし書の資料の提出を省略することができます。

（注）地震保険割引の種類が耐震等級割引の場合は、割引率を決定する耐震等級も同一であるときに限ります。

※3 上記1.～4.の割引は重複して適用を受けることができません。

V ご契約後にご注意いただきたいこと（地震保険普通保険約款第11条→30～31ページ、第12条→32ページ、第13条→32ページ）

ご契約内容に次の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡いただけなかった場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

(1) 建物の構造または用途を変更した場合

(2) 家財等を引越し等により他の場所に移転した場合

また、ご契約者の住所が変更となる場合や建物等を売却・譲渡する場合も、取扱代理店または弊社にご連絡ください。

VI 事故が起こったときの手続き（地震保険普通保険約款第26条→34ページ、第28条→35ページ、第29条→35～36ページ）

地震保険で補償する事故が発生した場合は、すみやかに楽天保険の総合窓口あんしんダイヤルまたは取扱代理店にご連絡ください。

お手続きに際しては、保険金の請求書など必要な書類のご提出をお願いします。

VII 保険金をお支払いした後のご契約（地震保険普通保険約款第32条→36～37ページ）

損害の認定が全損により保険金をお支払いした場合は、ご契約はその損害が生じた時に遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。なお、全損以外の認定により保険金をお支払いする場合は、ご契約の保険金額が減額されることはありません。

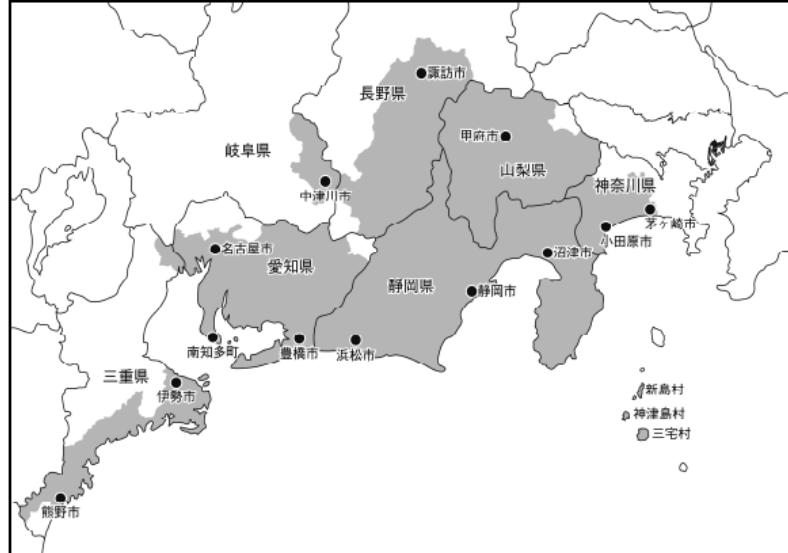
VIII 警戒宣言発令後の地震保険の取扱いについて（地震保険普通保険約款第14条（2）→32ページ）

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、次の東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象（建物または家財）については、地震保険の新規契約および増額契約はお引き受けできませんのでご注意ください。（同一物件・同一被保険者・保険金額が同額以下の継続契約は除きます。）

[参考]

東海地震に係る地震防災対策強化地域

（平成24年4月1日現在）



都 県	市 町 村
東 京	<村> 新島、神津島、三宅
神奈川	<市> 平塚、小田原、茅ヶ崎、秦野、厚木、伊勢原、海老名、南足柄 <町村> 高座郡=寒川 中郡=大磯、二宮 足柄上郡=中井、大井、松田、山北、開成 足柄下郡=箱根、真鶴、湯河原
山 梨	<市> 甲府、富士吉田、都留、山梨、大月、韮崎、南アルプス、北杜、甲斐、笛吹、上野原、甲州、中央 <町村> 西八代郡=市川三郷 南巨摩郡=早川、身延、南部、富士川 中巨摩郡=昭和 南都留郡=道志、西桂、忍野、山中湖、鳴沢、富士河口湖
長 野	<市> 岡谷、飯田、諏訪、伊那、駒ヶ根、茅野 <町村> 諏訪郡=下諏訪、富士見、原 上伊那郡=辰野、箕輪、飯島、南箕輪、中川、宮田 下伊那郡=松川、高森、阿南、阿智、下條、天龍、泰阜、喬木、豊丘、大鹿
岐 阜	<市> 中津川
静 岡	全 域
愛 知	<市> 名古屋、豊橋、岡崎、半田、豊川、津島、碧南、刈谷、豊田、安城、西尾、蒲郡、常滑、新城、東海、大府、知多、知立、高浜、豊明、日進、田原、愛西、弥富、みよし、あま、長久手 <町村> 愛知郡=東郷 海部郡=大治、蟹江、飛島 知多郡=阿久比、東浦、南知多、美浜、武豊 額田郡=幸田 北設楽郡=設楽、東栄
三 重	<市> 伊勢、桑名、尾鷲、鳥羽、熊野、志摩 <町村> 桑名郡=木曽岬 度会郡=大紀、南伊勢 北牟婁郡=紀北

※地震防災対策強化地域である市町村と強化地域以外の市町村が合併した場合、合併後の市町村(新行政区画)が改めて強化地域として指定されるまでの間は、合併前の市町村区域(旧行政区画)が強化地域の対象となります。

※上記強化地域は、平成24年3月30日付け告示（内閣府告示第41号）に基づくものです。なお、市町村名は平成24年4月1日現在で表記しています。

IX 保険期間の途中で地震保険をご契約になりたい場合

住まいの火災保険のご契約時に地震保険をご契約されなかった場合でも、住まいの火災保険の保険期間(ご契約期間)の途中から地震保険をご契約いただけます(ただし、前記VIIIの場合を除きます。)ので、ご希望される場合には、取扱代理店または弊社にご連絡ください。

その他の確認事項

I クーリングオフ（契約申込みの撤回等）について

ご契約のお申し込み後であっても、次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。（ただし、下記の《クーリングオフができない場合》に該当するご契約を除きます。）

(1) お客様がご契約をお申し込みいただいた日またはクーリングオフ説明書を受領された日のいずれか遅い日から8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。

(2) クーリングオフされる場合は、上記期間内に必ず、弊社「お客様相談センター」宛に書面を郵送（8日以内の消印有効）いただくな、弊社ホームページ掲載の「お問い合わせフォーム」でご通知（8日以内の発信日有効）ください。

※ご契約を申し込まれた取扱代理店・仲立人では、クーリングオフのお申し出を受け付けることはできませんのでご注意ください。

(3) クーリングオフをされた場合には、既に払い込みいただいた保険料をお返しいたします。また、弊社および取扱代理店・仲立人は、クーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。

ただし、ご契約を解除される場合には、保険期間の開始日（保険期間の開始日以降に保険料が払い込まれたときは、弊社が保険料を受領した日）からご契約の解除日までの期間に相当する保険料を日割りで払い込みいただく場合がございます。

《クーリングオフができない場合》

次のご契約は、クーリングオフはできませんのでご注意ください。

1. 保険期間が1年以下のご契約（自動継続特約を付帯したご契約を含みます。）
2. 営業または事業のためのご契約
3. 法人または法人でない社団・財団等が締結したご契約
4. 質権が設定されたご契約
5. 第三者の担保に供されているご契約

なお、既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出いただいた場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。

《通知いただく事項》

- (1) ご契約をクーリングオフする旨の内容
- (2) ご契約者の住所、氏名、電話番号
- (3) ご契約を申し込まれた年月日
- (4) ご契約を申し込まれた保険の内容
 - ① 保険種類
 - ② 証券番号（申込書控の右上に記載しています。）または領収証番号（保険料領収証の右上に記載しています。）
- (5) ご契約を申し込まれた取扱代理店・仲立人名

〈クーリングオフ書面記載例〉

宛 先

書 面



1|0|2|-0|0|7|4

東京都千代田区九段南2-3-14
靖国九段南ビル

楽天損害保険株式会社
お客様相談センター 行

下記の保険契約をクーリングオフします。

申込人住所 : ○○○○○○○○○○

申込人氏名 : ○ ○ ○ ○

電話番号 : ○○-○○○-○○○

契約申込日 : ○○年○○月○○日

保険種類 : ○○○○保険

証券番号 : ○○○○○○○○○○○○
(または領収証番号 : ○○○○○○○○)

取扱代理店・仲立人名 : ○○○○

〈お問い合わせフォーム〉

<https://www.rakuten-sonpo.co.jp/contact/tabcid/233/Default.aspx>
お問い合わせフォームの「お問い合わせ内容」欄に必要事項（※）を
入力のうえ、送信ください。

（※必要事項は、〈クーリングオフ書面記載例（書面）〉に記載している
事項と同じです。）

II 損害保険契約者保護機構について

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務も
しくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める
手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお
約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結され
たり、金額が削減されることがあります。

引受保険会社が経営破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象となる場合には、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した保険事故による保険金は100%補償されます。なお、家計地震保険の保険金、解約返れい金等は100%補償されます。

III 共同保険について

複数の保険会社が共同で引き受ける共同保険契約の場合、各引受
保険会社が連帯せずに独立して保険責任を負担し、幹事保険会社は
その他の保険会社を代理・代行して保険料の領収や保険金の支払等
を行います。

共同保険契約の場合、弊社では、お届けする保険証券等に共同保
険である旨、引受保険会社名および引受割合を記載していますので
ご確認ください。

IV 個人情報のお取扱いについて

1. この保険契約に関するお客様の情報を、適切な契約のお引受け、

円滑な保険金のお支払い、付帯サービスのご提供のほか、次の目的のために業務上必要な範囲内で利用いたします。

- (1) 弊社の商品の販売・サービスの提供、保険契約の管理
 - (2) 弊社の提携先企業の商品・サービスに関する情報の案内
2. 弊社は、「個人情報の保護に関する法律」その他法令等で認められた範囲内で、この保険契約に関するお客様の情報を第三者に提供することができます。
3. 次の(1)から(4)までの取扱いに限定して、弊社はこの保険契約に関するお客様の情報を第三者および業務委託先に提供することができますので、ご同意のうえお申し込みください。
なお、ご同意いただけない場合は、この保険契約をお引き受けすることはできません。
- (1) 前記1.における弊社、弊社の提携先企業への提供
 - (2) 再保険契約の締結や再保険金の請求等のための再保険会社への提供
 - (3) 保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険金請求を防止するために、次に掲げる損害保険会社等の間での確認・共用
 - ① この保険契約に関する事項について一般社団法人日本損害保険協会に登録し、損害保険会社等の間で共用いたします。
 - ② 事故発生の際、この保険契約および保険金請求に関する事項について損害保険会社等の間で確認いたします。
- ※詳細につきましては一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<https://www.sonpo.or.jp/>)をご覧ください。
- (4) 利用目的の達成に必要な範囲内において、弊社代理店を含む業務委託先への提供
4. ご契約のお引受けや管理、保険金支払いのご案内等のために、お客様の連絡先へSMS(ショートメッセージサービス)にて、ご連絡(配信)することができます。
5. 弊社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス等につきましては、弊社ホームページ(<https://www.rakuten-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

V 保険に関するご相談または苦情の受付等について

弊社への保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は
お客様相談センター

0120-115-603

○受付時間:平日午前9時~午後5時(年末年始は除きます。)
○携帯電話からもご利用いただけます。
○一部のお手続きは、当社の委託先が承ります。

事故の受付は
「楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル」または「取扱代理店」へ
楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル

0120-120-555

○受付時間:24時間・365日
○携帯電話からもご利用いただけます。

弊社との間で問題を解決できない場合には
(指定紛争解決機関)

一般社団法人日本損害保険協会
そんぽADRセンター

弊社は、保険業界に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

0570-022808 (有料)
ナビダイヤル
〔全国共通〕 ○受付時間:平日午前9時15分~午後5時
(土日・祝日および12/30~1/4は除きます。)

※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。

- ・携帯電話からも利用できます。電話リーサービス、IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかげ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>)

普通保険約款・特約

I 保険証券等上の表示について

地震保険普通保険約款は、地震保険をご契約された場合に適用され、保険証券等の「地震保険」欄に保険金額が表示されます。なお、ご契約の保険種類により、地震保険普通保険約款に自動的に付帯される特則があります。また、特約についてはご契約条件により自動的に付帯される特約、お申し出により任意に付帯することができる特約があります。これら特則および特約の保険証券等上の表示については、下表をご確認ください。

【自動付帯特則について】

次の特則は、ご契約の保険種類により地震保険普通保険約款に自動的に付帯されます。

特　　則	保険証券等上表示される欄および略称等	適用される場合の契約条件	頁
満期戻総合保険契約に付帯される場合の特則	表示されません。	満期戻総合保険契約	38

【自動付帯特約について】

次の特約は、ご契約条件により自動的に付帯されます。

特　　約	保険証券等上表示される欄および略称等	適用される場合の契約条件	頁
①共同保険に関する特約	表示されません。(共同保険分担割合表が添付されます。)	共同保険によりお引き受けする契約	41
②変更届出書面省略に関する特約	表示されません。	変更届出書面等を使用せず申出または通知を行なうことができる契約	41

【任意付帯特約について】

次の特約は、お申し出により任意に付帯することができます。

特　　約	保険証券等上表示される欄および略称等	頁
③保険料分割払特約(一般)	「払込方法」欄に「分割払(一般)」と表示されます。	41
④初回保険料の口座振替に関する特約	「特約」欄に「初回保険料の口座振替に関する特約」と表示されます。	43
⑤保険料クレジットカード払特約(登録方式)	「特約」欄に「保険料クレジットカード払特約(登録方式)」と表示されます。	45
⑥団体扱に関する特約(一般A)	「払込方法」欄に「団体扱(一般A)」と表示されます。	48
⑦団体扱に関する特約(一般B)	「払込方法」欄に「団体扱(一般B)」と表示されます。	50
⑧団体扱に関する特約(一般C)	「払込方法」欄に「団体扱(一般C)」と表示されます。	53
⑨団体扱に関する特約	「払込方法」欄に「団体扱(官公署)」と表示されます。なお、本特約による保険料の集金方法は給与からの集金により行います。	56
⑩団体扱に関する特約(口座振替方式)	「払込方法」欄に「団体扱(官公署)」と表示されます。なお、本特約による保険料の集金方法は口座振替により行います。	59
⑪団体扱における追加保険料に関する特約	団体扱契約で、本特約第2条に定める覚書が締結されている場合に適用されます。(文言は表示されません。)	62
⑫集団扱に関する特約	「払込方法」欄に「集団扱」と表示されます。	64
⑬集団扱における追加保険料に関する特約	集団扱契約で、本特約第2条に定める覚書が締結されている場合に適用されます。(文言は表示されません。)	66

⑭集団扱に関する特約（住宅ローン等利用者用）	「特約」欄に「住宅ローン集団扱」と表示されます。	68
⑮集団扱（住宅ローン等利用者用）における追加保険料に関する特約	集団扱に関する特約（住宅ローン等利用者用）が適用された契約で、本特約第2条に定める覚書が締結されている場合に適用されます。（文言は表示されません。）	71
⑯長期保険保険料払込特約（地震保険用）	「特約」欄に「長期保険保険料払込特約（地震保険用）」と表示されます。	73
⑰長期保険保険料払込特約（満期戻総合保険付帯地震保険用）	「特約」欄に「長期地震特約」と表示されます。	74
⑱長期保険保険料年払特約（地震保険用）	「特約」欄に「長期保険保険料年払特約（地震保険用）」と表示されます。	76
⑲自動継続特約（地震保険用）	「特約」欄に「自動継続特約（地震保険用）」と表示されます。	78
⑳インターネット等による通信販売に関する特約	「特約」欄に「インターネット等による通信販売に関する特約」と表示されます。	79
㉑保険契約申込書省略に関する特約	「特約」欄に「保険契約申込書省略に関する特約」と表示されます。	80
㉒保険証券等の発行省略に関する特約	「特約」欄に「保険証券等の発行省略に関する特約」と表示されます。	80

II 普通保険約款

地震保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一部損	<p>(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額（注）の3%以上20%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条（1）の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。</p> <p>（注）門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。</p> <p>(生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の10%以上30%未満である損害をいいます。</p>
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
警戒宣言	大震法第9条（警戒宣言等）第1項に基づく地震災害に関する警戒宣言をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。（注）他の保険契約に関する事項を含みます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
地震等	地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。
地震保険法	地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）をいいます。
小半損	<p>(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額（注）の20%以上40%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上50%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条（1）の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。</p> <p>（注）門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。</p> <p>(生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の30%以上60%未満である損害をいいます。</p>
生活用動産	生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産をいいます。ただし、建物に収容されている物に限ります。

全損	<p>(建物の場合)</p> <p>建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額（注）の 50%以上である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が 70%以上である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条（1）の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。</p> <p>（注）門、堀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。</p> <p>(生活用動産の場合)</p> <p>生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の 80%以上である損害をいいます。</p>
損害	地震等が生じた後における事故の拡大防止または緊急避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
大震法	大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）をいいます。
大半損	<p>(建物の場合)</p> <p>建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額（注）の 40%以上 50%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が 50%以上 70%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条（1）の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。</p> <p>（注）門、堀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。</p> <p>(生活用動産の場合)</p> <p>生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の 60%以上 80%未満である損害をいいます。</p>
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、堀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。ただし、居住の用に供する建物に限ります。
建物の主要構造部	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条（用語の定義）第3号の構造耐力上主要な部分をいいます。
他の保険契約	<p>(保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合)</p> <p>この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条（保険金の支払額）（2）①または②の建物または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。</p> <p>(保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合)</p> <p>この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条（保険金の支払額）（3）①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。</p>
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象について生じた損害が全損、大半損、小半損または一部損に該当する場合は、この約款に従い、保険金を支払います。

(2) 地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能（注）に至った場合は、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の全損とみなして保険金を支払います。

（注）一時的に居住不能となった場合を除きます。

(3) 地震等を直接または間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物が床上浸水（注1）または地盤面（注2）より45cmを超える浸水を被った結果、その建物に損害が生じた場合（注3）には、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の一部損とみなして保険金を支払います。

（注1）居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。

（注2）床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。

（注3）その建物に生じた（1）の損害が全損、大半損、小半損または一部損に該当する場合を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

(4) (1)から(3)までの損害の認定は、保険の対象が建物である場合には、その建物ごとに行い、保険の対象が生活用動産である場合には、これを収容する建物ごとに行います。また、門、堀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する建物の損害の認定によるものとします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(4) 保険の対象が区分所有建物の専有部分または共用部分である場合には、
（1）から（3）までの損害の認定は、専有部分については、個別に行い、
また、共用部分については、その区分所有建物全体の損害の認定によるもの
とします。また、門、堀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これら
が付属する区分所有建物の共用部分の損害の認定によるものとします。
(5) 保険の対象が生活用動産である場合には、（1）から（3）までの損害
の認定は、その生活用動産の全体について、これを収容する専有部分ごと
に行います。

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、地震等の際ににおいて、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

③ 保険の対象の紛失または盗難

④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）

⑤ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

（注1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地

区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第4条（保険の対象の範囲）

(1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、建物または生活用動産に限られます。

(2) (1) の建物が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。

(3) (1) の生活用動産には、建物の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。

① 畳、建具その他これらに類する物

② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの

③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの

(4) (1) および(3) の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。

① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物

② 自動車（注）

③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの

④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

⑤ 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物

（注）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第4条（保険の対象の範囲）

(1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、専有部分もしくは共用部分（注）または生活用動産に限られます。

（注）居住の用に供されない専有部分およびその共用部分の共有持分は、保険の対象に含まれません。

(2) (1) の共用部分が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。

(3) (1) の生活用動産には、専有部分の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。

① 畳、建具その他これらに類する物

② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち専有部分に付加したもの

③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち専有部分に付加したもの

(4) (1) および(3) の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。

① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物

② 自動車（注）

③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの

- ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ⑤ 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物
- (注) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第5条（保険金の支払額）

- (1) 当会社は、第2条（保険金を支払う場合）の保険金として次の金額を支払います。
- ① 保険の対象である建物または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。
 - ② 保険の対象である建物または生活用動産が大半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の60%に相当する額。ただし、保険価額の60%に相当する額を限度とします。
 - ③ 保険の対象である建物または生活用動産が小半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の30%に相当する額。ただし、保険価額の30%に相当する額を限度とします。
 - ④ 保険の対象である建物または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。
- (2) (1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の建物または生活用動産について、この保険契約の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超えるときは、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし(1)の規定を適用します。
- ① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物 5,000万円
 - ② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円
- (3) (2) ①または②の建物または生活用動産について、地震保険法第2条（定義）第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(2) ①または②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1)の規定を適用します。
- ① 建物

$$5,000\text{万円または保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の建物についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}}$$
 - ② 生活用動産

$$1,000\text{万円または保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$
- (4) 当会社は、(2) ①の建物のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の建物がある場合、または(2) ①の建物が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその建物または戸室ごとに(2)および(3)の規定をそれぞれ適用します。
- (5) (2)から(4)までの規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。
- ① (2)の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から(2) ①または②に規定する限度額を差し引いた残額
 - ② (3)の規定により保険金を支払った場合(注)は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額

ア. 建物

(2) ①に規定する限度額 × $\frac{\text{この保険契約の建物についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}}$

イ. 生活用動産

(2) ②に規定する限度額 × $\frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$

(注) (2) ①または②の建物または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が (2) ①または②に規定する限度額を超える場合に限ります。

(6) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社に移転しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第5条（保険金の支払額）

(1) 当会社は、第2条（保険金を支払う場合）の保険金として次の金額を支払います。

- ① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。
- ② 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が大半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の60%に相当する額。ただし、保険価額の60%に相当する額を限度とします。
- ③ 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が小半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の30%に相当する額。ただし、保険価額の30%に相当する額を限度とします。

- ④ 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。

(2) 専有部分および共用部分を1保険金額で契約した場合には、それぞれの部分を別の保険の対象とみなして(1)および(4)の規定を適用します。この場合において、それぞれの部分の保険価額の割合(注)によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの部分に対する保険金額とみなします。

(注) 専有部分の保険価額と共用部分の共有持分の保険価額との合計額に対する専有部分の保険価額の割合が保険証券に明記されていない場合には、専有部分の保険価額の割合は40%とみなします。

(3) (1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の専有部分の保険金額と共用部分の保険金額との合計額または生活用動産の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超えるときは、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし(1)の規定を適用します。

- ① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する専有部分および共用部分 5,000万円
- ② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円

(4) (3) ①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について、地震保険法第2条(定義)第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(3) ①もしくは②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1)の規定を適用します。

① 専有部分

$$5,000\text{万円または保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の専有部分の保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}$$

② 共用部分

$$5,000\text{万円または保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の共用部分の保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}$$

③ 生活用動産

$$1,000\text{万円または保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$

(5) 当会社は、(3)①の専有部分および共用部分のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の専有部分および共用部分がある場合、または(3)①の専有部分および共用部分が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその専有部分および共用部分または戸室ごとに(3)および(4)の規定をそれぞれ適用します。

(6) (3)から(5)までの規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。

① (3)の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から(3)①または②に規定する限度額を差し引いた残額

② (4)の規定により保険金を支払った場合(注)は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額

ア. 専有部分および共用部分

$$(3)①に規定する限度額 \times \frac{\text{この保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}$$

イ. 生活用動産

$$(3)②に規定する限度額 \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$

(注) (3)①または②の専有部分および共用部分または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(3)①または②に規定する限度額を超える場合に限ります。

(7) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社に移転しません。

第6条 (包括して契約した場合の保険金の支払額)

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、おのおの別に前条の規定を適用します。

第7条 (保険金支払についての特則)

(1) 地震保険法第4条(保険金の削減)の規定により当会社が支払うべき保険金を削減するおそれがある場合は、当会社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い、支払うべき保険金の一部を概算出し、支払うべき保険金が確定した後に、その差額を支払います。

(2) 地震保険法第4条(保険金の削減)の規定により当会社が支払うべき保険金を削減する場合には、当会社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い算出された額を保険金として支払います。

第8条（2以上の地震等の取扱い）

この保険契約においては、72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、おのおの別の地震等として取り扱います。

第3章 基本条項

第9条（保険責任の始期および終期）

(1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。

（注）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第10条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合（注）

③ 保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

（注）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(4) (2)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。

この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずして発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

第11条（通知義務）

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

① 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと。

② 保険の対象を他の場所に移転したこと。

③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生したこと。

（注）告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等にお

いてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

- ① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分の構造または用途を変更したこと。
- ② 保険の対象を他の場所に移転したこと。
- ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生したこと。

（注）告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(2) (1) の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(4) (2) の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4) の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

(6) (2) の規定にかかわらず、(1) の事実の発生によって保険の対象または保険の対象を収容する建物が居住の用に供されなくなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(6) (2) の規定にかかわらず、(1) の事実の発生によって保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分が居住の用に供されなくなった場合（注）には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）共用部分が居住の用に供されなくなった場合とは、共用部分を共有する区分所有者の所有に属するこの区分所有建物の専有部分のすべてが居住の用に供されなくなった場合をいいます。

(7) (6) の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1) の事実が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第12条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第13条（保険の対象の譲渡）

(1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。

(2) (1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 当会社が(2)の規定による承認をする場合には、第15条（保険契約の失効）(1)の規定にかかわらず、(2)の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第14条（保険契約の無効）

(1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

(2) 警戒宣言が発せられた場合は、大震法第3条（地震防災対策強化地域の指定等）第1項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、その警戒宣言に係る地域内に所在する保険の対象についてその警戒宣言が発せられた時から同法第9条（警戒宣言等）第3項の規定に基づく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日（注）までの間に締結された保険契約は無効とします。ただし、警戒宣言が発せられた時までに締結されていた保険契約の期間満了に伴い、被保険者および保険の対象を同一として引き継ぎ締結された保険契約については、効力を有します。この場合において、その保険契約の保険金額が直前に締結されていた保険契約の保険金額を超過したときは、その超過した部分については保険契約は無効とします。

（注）その警戒宣言に係る大規模な地震が発生した場合は、財務大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定する日とします。

第15条（保険契約の失効）

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。

① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第32条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。

② 保険の対象が譲渡された場合

(2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第16条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条（保険金額の調整）

(1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。

(2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第18条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第19条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金

を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（2）（1）の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、（1）①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（3）保険契約者または被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）の規定による解除がなされた場合には、（2）の規定は、（1）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第20条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第21条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）

（1）第10条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

（2）危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

（注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

（3）当会社は、保険契約者が（1）または（2）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

（4）（1）または（2）の規定による追加保険料を請求する場合において、（3）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（5）（4）の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

（6）（1）および（2）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社が

これを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(7) (6) の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）

(1) 第14条（保険契約の無効） (1) の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

(2) 第14条（保険契約の無効） (2) の規定により保険契約の全部または一部が無効となる場合には、当会社は、その無効となる保険金額に対応する保険料を返還します。

(3) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(4) この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、この保険契約が第33条（付帯される保険契約との関係） (2) の規定により終了する場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第23条（保険料の返還－取消しの場合）

第16条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

(1) 第17条（保険金額の調整） (1) の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡さかのぼって、取り消された部分に対応する保険料を返還します。

(2) 第17条（保険金額の調整） (2) の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第25条（保険料の返還－解除の場合）

(1) 第10条（告知義務） (2) 、第11条（通知義務） (2) もしくは (6) 、第19条（重大事由による解除） (1) または第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合） (3) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第26条（事故の通知）

(1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約の有無および内容（注）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。

（注）既に他の保険契約から保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、その保険の対象もしくはその保険の対象が所在する敷地内を調査することまたはその敷地内に所在する被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。

(3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく (1) の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第27条（損害防止義務）

保険契約者または被保険者は、地震等が発生したことを知った場合は、自らの負担で、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

第28条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これ行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 保険金の請求書

② 保険証券

③ 損害見積書

④ その他当会社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第29条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注2）および事故と損害との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効、取消しまたは終了（注3）の事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したもののが有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注1）被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）保険価額を含みます。

（注3）第33条（付帯される保険契約との関係）（2）において定める終了に限ります。

(2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日

② (1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

④ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査 365日

⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（注1）被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1) および(2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または(2) の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力をを行わなかつた場合を含みます。

(4) 当会社は、第7条（保険金支払についての特則）の規定により保険金（注）を支払う場合には、(1) から(3) までの規定にかかわらず、支払うべき金額が確定した後、遅滞なく、これを支払います。

（注）概算払の場合を含みます。

第30条（時効）

保険金請求権は、第28条（保険金の請求）(1) に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得了した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1) または(2) の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第32条（保険金支払後の保険契約）

(1) 当会社が第5条（保険金の支払額）(1) ①の保険金を支払った場合は、この保険契約は、その保険金支払の原因となった損害が生じた時に終了します。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

(2) (1) の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条（保険

金の支払額) (5) の規定が適用される場合には、保険金額から同条(5)
①または②の残額を差し引いた金額を同条(5)の規定を適用する原因とな
った損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(2) (1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条(保険金の支払額) (6)の規定が適用される場合には、保険金額から同条(6)
①または②の残額を差し引いた金額を同条(6)の規定を適用する原因とな
った損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

(3) (1)の規定により、この保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。

(4) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。

第33条(付帯される保険契約との関係)

(1) この保険契約は、保険契約者、被保険者および保険の対象を共通にする地震保険法第2条(定義)第2項第3号に規定する保険契約に付帯して締結しなければその効力を生じないものとします。

(2) この保険契約が付帯されている保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この保険契約も同時に終了するものとします。

第34条(保険契約の継続)

(1) 保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合(注)に、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。この場合の告知については、第10条(告知義務)の規定を適用します。

(注) 新たに保険契約申込書を用いることなく、従前の保険契約と保険期間を除き同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させることなく保険契約を継続する場合をいいます。この場合には、当会社は新たな保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証とをもって新たな保険証券に代えることができるものとします。

(2) 第9条(保険責任の始期および終期)(3)の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを適用します。

第35条(保険契約者の変更)

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転することができます。ただし、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第13条(保険の対象の譲渡)の規定によるものとします。

(2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第36条(保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

(1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めるできます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第37条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第38条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合 (%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

満期戻総合保険契約に付帯される場合の特則

この保険契約が付帯される保険契約が満期戻総合保険の場合には、この特則が適用されます。

第1条（用語の定義）

この特則において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
地震保険限度額	【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】 地震保険普通保険約款第5条（保険金の支払額）（2）または（4）の限度額をいいます。 【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】 地震保険普通保険約款第5条（保険金の支払額）（3）または（5）の限度額をいいます。
自動継続契約	この特則第8条（自動継続）（1）の規定により自動的に継続された保険契約をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
払込猶予期間	第2回以降の保険料の払込みの猶予期間をいいます。

第2条（読み替え規定）

第9条（保険責任の始期および終期）（3）の規定中「この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額」とあるのは、「この保険契約の第1回保険料と、この保険契約が付帯されている満期戻総合保険契約の第1回保険料との合計額」と読み替えます。

第3条（保険料の払込方法）

（1）第2回以後の保険料（注）は、払込期日までに払い込まなければなりません。

（注）自動継続契約の第1回保険料および第2回以後の保険料を含みます。
以下同様とします。

（2）この保険契約または自動継続契約が第32条（保険金支払後の保険契約）（1）に規定する保険金の支払によって終了する場合において、その保険金支払の原因となった損害が生じた日以降に払い込むべきその保険契約の保険料のうち未払込部分があるときは、保険契約者は、その保険金の支払を受け

る以前に、その全額を一時に払い込まなければなりません。

(3) 当会社は、保険料のうち（2）に規定する未払込部分がある場合は、この保険契約が付帯されている満期戻総合保険契約の失効もしくは解除の場合の返れい金もしくは終了の事由となる保険金から（2）に規定する未払込部分の保険料相当額を差し引き、その払込みに充当することができるものとします。

(4) この保険契約が付帯される満期戻総合保険の保険期間の初日応当日以外の時にこの保険契約を付帯する場合は、（1）の規定にかかわらず、保険契約者は、保険料を一時に払い込まなければなりません。

第4条（保険料払込方法の変更）

保険契約者は、当会社の承認を得て、保険料の払込方法を変更することができます。

第5条（第2回以降の保険料の払込猶予および契約の効力）

(1) この特則第3条（保険料の払込方法）（1）の規定にかかわらず、払込猶予期間は、払込期日の属する月の翌月末日までとします。ただし、保険証券記載の保険料の払込方法が月払の場合には、最終回の直前回の保険料（注）に限り、払込猶予期間を払込期日の属する月の翌々月末日までとします。

（注）この保険契約が付帯されている満期戻総合保険契約の最終保険年度の場合に限ります。

(2) 払込猶予期間がこの保険契約が付帯されている満期戻総合保険契約の保険期間の満了する日の属する月の末日までとなる保険料のうち未払込部分があるときは、保険契約者からあらかじめ反対の申し出がないかぎり、その全額をこの保険契約が付帯されている満期戻総合保険契約の満期返れい金から差し引き、保険料の払込みに充当します。

(3) (2)の規定が適用される場合を除き、払込猶予期間内に保険料が払い込まれない場合は、この保険契約または自動継続契約は、払込猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

第6条（保険料の振替貸付）

(1) この条の規定は、この保険契約が付帯されている満期戻総合保険契約に地震保険契約の保険料への振替貸付等に関する特約が付帯されている場合に適用します。

(2) 前条（3）の規定にかかわらず、払込猶予期間内に保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険契約者からあらかじめ反対の申し出がないかぎり、この保険契約が付帯されている満期戻総合保険普通保険約款および地震保険契約の保険料への振替貸付等に関する特約の規定により、払い込まれなかつた保険料に相当する額を払込猶予期間の満了日に自動的に保険契約者に貸し付けて保険料の払込みに充当し、この保険契約または自動継続契約を有効に継続させます。

第7条（告知義務、通知義務による保険料の払込期限）

(1) 第21条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）の規定により請求された保険料（注1）は、同条の規定による申出の日の属する月の翌月末日（注2）までに払い込まなければなりません。

（注1）この保険契約に長期保険保険料払込特約が付帯されている場合には、同特約第1条（保険料の返還または請求一通知義務の場合）の規定により請求された保険料を含みます。

（注2）（2）において「払込期限」といいます。

(2) 保険契約者が、（1）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、この保険契約または自動継続契約は、払込期限の翌日から効力を失います。ただし、この保険料の払込みについても前条の規定を準用するものとし、これにより当会社が振替貸付を行った場合には、効力を失いません。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかつた場合にかぎります。

第8条（自動継続）

(1) この保険契約は保険期間が満了する日の3か月前の日までに保険契約者または当会社から書面による反対の申出がない場合には、保険期間を満了となる保険契約と同一の年数（注）とする継続の申し出があつたものとして自動的に継続され、以後この保険契約が付帯されている満期戻総合保険契約の保険期間が満了するまでこれを繰り返すものとします。ただし、地震保険法

またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合を除きます。

(注) この保険契約が付帯される満期戻総合保険契約の保険期間の初日応当日以外の時にこの保険契約を付帯したときは、1年とします。

(2) 自動継続契約の保険期間の終期は、いかなる場合もこの保険契約が付帯されている保険契約の終期を超えないものとします。

(3) 自動継続契約の保険金額は、満期戻総合保険契約の保険金額が満期戻総合保険普通保険約款第26条(保険金額の自動増額)の規定により保険年度(注)毎に自動増額されるのに伴い、その約定増額割合に対応して、継続保険期間毎の始期において、地震保険限度額まで自動的に増額されるものとします。

(注) 満期戻総合保険普通保険約款第20条(保険年度の始期および終期)に定めるものをいいます。以下同様とします。

(4) 警戒宣言が発せられた場合は、大震法第3条(地震防災対策強化地域の指定等)第1項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、その警戒宣言に係る地域内に所在する保険の対象についてその警戒宣言が発せられた時から同法第9条(警戒宣言等)第3項の規定に基づく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日(注)までの間にこの保険契約の継続保険期間の始期が到来した場合には、(3)の規定は適用しません。

(注) その警戒宣言に係る大規模な地震が発生した場合は、財務大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定する日とします。

(5) 自動継続契約については、当会社は、保険契約者から請求がないかぎり、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券とその自動継続契約の保険料(注)に対する領収証をもってこれに代えることができます。

(注) 保険料が2回以上に分割して支払われるべき場合においては、その第1回保険料をいいます。(6)において同様とします。

(6) この保険契約または自動継続契約に適用した料率が改定された場合には、当会社は、料率が改定された日以後(1)の規定によって保険期間が開始する自動継続契約の保険料を変更します。

(7) (1)の規定は、第10条(告知義務)(2)および第11条(通知義務)(2)の効力を妨げないものとします。

(8) (1)から(6)までの規定は、第34条(保険契約の継続)の規定とはかかわりありません。

III 特約

①共同保険に関する特約

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社（以下「引受保険会社」といいます。）による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帶することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために次の①から⑩までの事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返還
- ③ 保険契約内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知ならびに通知に基づく契約内容の変更の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領および譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領および質権の設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券等に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までの事項は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

②変更届出書面省略に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約について、保険契約者が次条に定める申出または通知を行う際に、当会社と保険契約者との間に、変更届出書面等を使用しないことについての合意がある場合に適用されます。

第2条（保険契約者または被保険者からの申出または通知）

保険契約者または被保険者は、契約内容の変更等について、その手続きを通信手段により行うことができます。ただし、当会社が通信手段により手続きが可能な事項として通信手段を介して明示した契約内容の変更等に限ります。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭総合保険普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

③保険料分割払特約（一般）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。ただし、口座振替の方法で払い込む場合は、指定口座が設定された提携金融機関ごとに当会社が定める期日をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数で分割した1回分の保険料をいい、保険証券に記載されます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（保険料の払込方法）

(1) 当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して、下表に定める期日までに払い込むことを承認します。

区分	期日
第1回分割保険料	保険契約の締結と同時
第2回分割保険料	保険期間の初日の属する月の翌々月の払込期日
第3回以降の分割保険料	第2回分割保険料の払込期日以降到来する毎月の払込期日

(2) 保険契約締結の際に、次に定める条件をいずれも満たしている場合は、第2回目以降の分割保険料を口座振替の方法により払い込むことができます。この場合において、保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

- ① 保険契約締結の際、指定口座が、提携金融機関に設定されていること。
- ② この保険契約の締結および保険契約者から当会社への損害保険料口座振替依頼書の提出等がなされていること。

(3) 分割保険料が口座振替の方法により払い込まれる場合は、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による第2回目以降の分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、(1)の規定にかかわらず、払込期日に払込みがあったものとみなします。

(4) (1)において、分割保険料が口座振替の方法により払い込まれる場合で、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによるときにおいては、第2回分割保険料の払込期日の翌月の応当日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

第4条（分割保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(1)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（分割保険料不払の場合の免責）

(1) 当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(2) 分割保険料が口座振替の方法により払い込まれる場合で、保険契約者に(1)の第2回目以降の分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月末」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して払込期日到来前の分割保険料をあわせて請求できるものとします。

第6条（追加保険料の払込み）

(1) この特約が付帯された普通保険約款または他の特約の規定により、当会

社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故に関する規定については、この特約が付帯された普通保険約款または他の特約の追加保険料領収前の事故に関する規定を準用します。

第7条（保険契約終了の場合の分割保険料の払込み）

年額保険料の払込みを完了する前に、保険金の支払によって、この特約が付帯された普通保険約款の規定によりこの保険契約が終了する場合には、被保険者が保険金の支払を受ける前に、保険契約者は未払込分割保険料（注）の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(注) 年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差引いた額をいいます。

第8条（保険契約の解除一分割保険料不払の場合）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

① 払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合（注1）、かつ、次回払込期日（注2）までに、次回払込期日（注2）に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合で、当会社が保険契約者に対し、未払込保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合

(注1) 次回払込期日までにその分割保険料が払い込まれた場合を含みます。

(注2) 払込期日の翌月の払込期日をいいます。

(2) (1)の解除は、保険契約者に対して書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

① (1) ①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日

② (1) ②による解除の場合は、次回払込期日（注）または保険期間の末日のいずれか早い日

(注) 払込期日の翌月の払込期日をいいます。

(3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、次の算式によって算出した保険料を返還します。

$$\boxed{\text{既に払い込まれた} \atop \text{分割保険料の総額}} - \boxed{(既経過月数} \times \text{分割保険料}) = \boxed{\text{返還する保険料}}$$

第9条（保険料の返還または請求）

この特約が付帯された普通保険約款またはこれに付帯された特約の規定により保険料を追徴または返還すべき事由が生じた場合には、当会社は、この特約が付帯された普通保険約款またはこれに付帯された特約の保険料の返還または請求に関する規定により、日割となる場合は日割により、短期料率となる場合には月割により計算した保険料を返還または請求します。

④初回保険料の口座振替に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は年額保険料（注）をいい、保険料を分割して払い込む場合は第1回目の分割保険料をいいます。 (注) この保険契約に定められた総保険料をいいます。
初回保険料払込期日	保険期間の初日の属する月の翌月における指定口座が設定された提携金融機関ごとに当会社が定める期日

	をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

(1) この特約は、保険契約締結の際、当会社と保険契約者との間において、あらかじめ初回保険料を、口座振替の方法により払い込むことについての合意がある場合に適用されます。

(2) この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約締結の際、指定口座が、提携金融機関に設定されていること。
- ② この保険契約の締結および保険契約者から当会社への損害保険料口座振替依頼書の提出等が、保険期間の始まる時までになされていること。

第3条（保険料の払込方法）

(1) 初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとし、初回保険料払込期日に初回保険料が当会社に払い込まれた場合は、保険期間の始まった時に領収したものとみなします。

(2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。

(3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

第4条（初回保険料領収前の事故）

(1) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合で、保険契約者が初回保険料について、その初回保険料を払い込むべき初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに、当会社の指定した場所に払い込むことを怠ったときは、当会社は、保険期間の初日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(2) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料を払い込んだ場合には、保険期間の初日から初回保険料が払い込まれる間に生じた事故による損害に対しては、この特約が付帯された普通保険約款、保険料分割払特約（一般）第4条（分割保険料領収前の事故）、保険料分割払特約（大口）第4条（分割保険料領収前の事故）およびこの保険契約に付帯される他の特約に定める保険料領収前事故の免責に関する規定は適用しません。

(3) (1) の規定にかかわらず、保険契約者に初回保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかった場合は、当会社は、「初回保険料払込期日の属する月の翌月末」を「初回保険料払込期日の属する月の翌々月末」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して払込期日到来前の分割保険料をあわせて請求できるものとします。

(4) (2) の規定により、保険期間の初日から初回保険料が払い込まれる間に生じた事故による損害に対して、当会社がこの保険契約に基づき保険金を支払う時は、保険契約者は、当会社の支払の前に初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。

(5) (4) の規定にかかわらず、事故の発生の日が、初回保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を初回保険料払込期日に支払う旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害に対しては、保険金を支払います。

(6) (5) の確約に反して保険契約者が初回保険料払込期日に初回保険料の払込みを怠り、かつ、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当会社は、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

(7) 保険契約者が初回保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによる場合においては、初回保険料払込期日の翌月の応当日を初回保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、

口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

第5条（保険契約の解除－初回保険料不払の場合）

- (1) 保険契約者が、初回保険料について、初回保険料払込期日に払込みがなく、かつ、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までにも初回保険料の払込みがない場合には、当会社は、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1) の解除は、保険契約者に対して書面により解除の通知をし、解除の効力は、保険期間の初日から生じます。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

⑤保険料クレジットカード払特約（登録方式）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会員規約等	クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
クレジットカード会社	クレジットカードの発行会社をいいます。
初回保険料	保険料を一括して払い込む場合はこの保険契約に定められた総保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は第1回目の分割保険料をいいます。
払込期日	初回保険料では、保険期間の初日の属する月の翌月末をいい、第2回目以降に払い込むべき分割保険料では、保険料分割払特約（一般）、保険料分割払特約（大口）、長期保険保険料年払特約および長期保険保険料年払特約（地震保険用）に規定する払込期日をいいます。
分割保険料	保険料分割払特約（一般）第1条（用語の定義）および保険料分割払特約（大口）第1条（用語の定義）に規定する分割保険料ならびに長期保険保険料年払特約第1条（用語の定義）および長期保険保険料年払特約（地震保険用）第1条（用語の定義）に規定する年額保険料をいいます。
返還保険料	家庭総合保険普通保険約款第35条（協定再調達価額の評価のための告知）(4)、第43条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、第44条（保険料の返還－無効、失効、取消しまたは解除等の場合）(1)もしくは(2)、地震保険普通保険約款【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】第5条（保険金の支払額）(5)、【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】第5条（保険金の支払額）(6)、第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)もしくは(6)、第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）(2)から(4)まで、第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）もしくは第25条（保険料の返還－解除の場合）またはこの保険契約に付帯される他の特約の規定に定める返還するべき保険料をいいます。
保険料	保険料を一括して払い込む場合は初回保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は初回保険料および第2回目以降の分割保険料をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

- (1) この特約は、保険契約者が保険料をクレジットカードにより払い込むことを当会社が承認した場合に適用されます。
- (2) (1) にいう保険契約者とは、会員規約等により、会員またはクレジットカードの使用が認められた者に限ります。

第3条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、払込期日までに、クレジットカードにより保険料を払い込むものとします。
- (2) (1) の場合、保険契約者は、保険契約締結の後遅滞なく、次のいずれかにより、当会社にクレジットカードに関する情報を通知しなければなりません。ただし、既に(3)①の登録が行われている場合を除きます。
 - ① クレジットカード支払申込書を当会社所定の連絡先にあてて送付すること。
 - ② 書面または電話、ファクシミリ、インターネット等の通信手段により、当会社所定の連絡先に対して通知を行うこと。
- (3) 当会社は、(2) の規定により保険契約者からクレジットカードに関する情報の通知を受けた場合は、次のことを行います。
 - ① クレジットカードに関する情報の登録をすること。
 - ② クレジットカード会社へクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行うこと。
- (4) 当会社は、払込期日までに(3)①の登録および(3)②の確認ができた場合は、その時点で、保険料の払込みがあったものとみなします。
- (5) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、(4) の規定は適用しません。
 - ① 当会社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかる保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。
 - ② 会員規約等に定める手続きが行われない場合

第4条（保険料領収前の事故）

- (1) 初回保険料の払込期日までに初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料の払込期日の属する月の翌月末までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が初回保険料について、その初回保険料を払い込むべき初回保険料の払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、保険期間の初日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、保険契約者が初回保険料の払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料を払い込んだ場合には、保険期間の初日から初回保険料が払い込まれる間に生じた事故による損害に対しては、家庭総合保険普通保険約款第30条（保険責任の始期および終期）(3)、地震保険普通保険約款第9条（保険責任の始期および終期）(3)、保険料分割払特約（一般）第4条（分割保険料領収前の事故）、保険料分割払特約（大口）第4条（分割保険料領収前の事故）、長期保険保険料年払特約第4条（年額保険料領収前の事故）、長期保険保険料年払特約（地震保険用）第4条（年額保険料領収前の事故）およびこの保険契約に付帯される他の特約に定める保険料領収前事故の免責に関する規定は適用しません。
- (4) (3) の規定により、保険期間の初日から初回保険料が払い込まれる間に生じた事故による損害に対して、当会社がこの保険契約に基づき保険金を支払う場合は、保険契約者は、当会社の支払の前に初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。ただし、事故の発生の日が、初回保険料の払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を初回保険料の払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときを除きます。
- (5) (4) の確約に反して保険契約者が初回保険料の払込期日までに初回保険料の払込みを怠り、かつ、初回保険料の払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当会社は、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。
- (6) 保険料分割払特約（一般）、保険料分割払特約（大口）、長期保険保険

料年払特約、長期保険保険料年払特約（地震保険用）および前条（1）により、保険契約者が保険料を分割して払い込む場合、当会社は、第2回目以降の分割保険料の払込みを怠ったときに生じた事故の取扱いに関しては、保険料分割払特約（一般）第5条（分割保険料不払の場合の免責）（1）、保険料分割払特約（大口）第5条（分割保険料不払の場合の免責）（1）、長期保険保険料年払特約第5条（年額保険料不払の場合の免責）（1）および長期保険保険料年払特約（地震保険用）第5条（年額保険料不払の場合の免責）（1）の規定を適用します。

第5条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

- （1）第3条（保険料の払込方法）（5）①の保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかる保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った金額について保険契約者に請求できないものとします。
- （2）保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、（1）の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、第3条（保険料の払込方法）（4）の規定を適用します。

第6条（保険料の返還の特則）

- （1）家庭総合保険普通保険約款第35条（協定再調達価額の評価のための告知）（4）、第43条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）（1）、第44条（保険料の返還一無効、失効、取消しまたは解除等の場合）（1）もしくは（2）、地震保険普通保険約款【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】第5条（保険金の支払額）（5）、【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】第5条（保険金の支払額）（6）、第21条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）（1）、（2）もしくは（6）、第22条（保険料の返還一無効、失効等の場合）（2）から（4）まで、第24条（保険料の返還一保険金額の調整の場合）もしくは第25条（保険料の返還一解除の場合）またはこの保険契約に付帯される他の特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合は、当会社は、クレジットカード会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、前条（2）の規定により保険契約者が保険料を直接当会社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかる保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。
- （2）（1）の規定において、当会社が保険料を返還するときは、当会社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時に、当会社の定める日に次のいずれかの方法によって行うことができるものとします。
- ① 保険契約者の指定する口座への振込み
 - ② クレジットカード会社経由の返還
- （3）（2）の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

第7条（保険契約の解除）

- （1）保険契約者が、初回保険料について、初回保険料の払込期日までに払込みがなく、かつ、初回保険料の払込期日の属する月の翌月末までにも初回保険料の払込みがない場合には、当会社は、この保険契約を解除することができます。
- （2）（1）の解除は、保険契約者に対して書面により解除の通知をし、解除の効力は、保険期間の初日から生じます。
- （3）保険料分割払特約（一般）、保険料分割払特約（大口）、長期保険保険料年払特約、長期保険保険料年払特約（地震保険用）および第3条（保険料の払込方法）（1）により、保険契約者が保険料を分割して払い込む場合、当会社は、第2回目以降の分割保険料の払込みを怠ったときにおける解除の取扱いに関しては、保険料分割払特約（一般）第8条（保険契約の解除一分割保険料不払の場合）、保険料分割払特約（大口）第8条（保険契約の解除一分割保険料不払の場合）、長期保険保険料年払特約第12条（年額保険料不払の場合の保険契約の解除）および長期保険保険料年払特約（地震保険用）

第12条（年額保険料不払の場合の保険契約の解除）の規定を適用します。

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

⑥団体扱に関する特約（一般A）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一括保険料	この保険契約に定められた一括払の場合の保険料をいいます。
企業体	公社、公団、会社等をいい、法人・個人の別を問いません。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」または「保険料集金に関する契約書（一般A-2）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日	集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。
職域労働組合等	団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた分割保険料の1か年分の総保険料をいいます。
未払込分割保険料	年額保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が、企業体に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。
- ② 次のいずれかの契約が締結されていること。
 - ア. 団体と当会社との間の集金契約。ただし、団体が労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条（賃金の支払）に定める賃金の一部控除に関する書面による協定またはその他の法令に基づき、保険契約者の受け取るべき給与から保険料の控除を行うことができる場合に限ります。
 - イ. 職域労働組合等と当会社との間の集金契約。ただし、職域労働組合等が上記アのただし書に定める団体によって控除された保険料を受領する場合に限ります。
- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア. 集金者が団体である場合には、保険契約者の受け取るべき給与から保険料を控除して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。
 - イ. 集金者が職域労働組合等である場合には、団体によって控除された保険料を団体から受領して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。

第3条（保険料の払込方法）

当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を次に定めるいずれかの方法により払い込むことを承認します。

- ① 一括保険料による一括払
- ② 分割保険料による分割払

第4条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、一括保険料または第1回分割保険料を保険契約締結とともに直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

(2) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以降の分割保険料を、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第5条（保険料領収前の事故）

(1) 保険期間が始まった後であっても、当会社は、保険期間の初日から前条

(1)の一括保険料または第1回分割保険料を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(2) 前条(1)の一括保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合は(1)の規定は適用しません。

(3) 前条(1)の一括保険料または第1回分割保険料が払い込まれる前に、第9条（特約の失効）の規定によりこの特約が効力を失った場合で、第10条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に規定する期間内に未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額が、集金者を経ることなく一時に当会社に払い込まれるときは、(1)の規定を適用しません。

第6条（追加保険料の払込み）

(1) この特約が付帯された普通保険約款の「保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合」(1)または(2)の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(3) (1)の規定により、追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については適用しません。

（注）既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

(4) この特約が付帯された普通保険約款の「保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合」(6)の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に従い、保険金を支払います。

(6) この特約が付帯された普通保険約款の「保険の対象の価額の増加または減少」(5)の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、請求時にその全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(7) (6)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金額が変更されなかったものとして、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

この特約が付帯された普通保険 約款の「損害保険金の支払額」の
保険金額
規定期による損害の額 × 再調達価額の80%に = 損害保険金の額
相当する額

第7条（保険金支払の場合の未払込保険料の払込み）

年額保険料の払込みを完了する前に、この特約が付帯された普通保険約款の「保険金支払後の保険契約」(1)の規定により、この保険契約が終了する場合には、保険契約者は保険金の支払を受ける以前に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第8条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料

の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第9条（特約の失効）

(1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その事実が生じたことによる集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。

- ① 集金契約が解除された場合
- ② 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなつた場合
- ③ 保険契約者がその受け取るべき給与から保険料を控除することを拒んだ場合
- ④ ①から③までの場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなくなった場合

(2) (1) の事実が生じた場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者にその旨を通知します。

第10条（特約失効後の未払込保険料の払込み）

前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日から1ヶ月以内に、未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第11条（特約失効後の未払込保険料領収前の事故）

当会社は、前条に定める期間内に未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額が払い込まれなかつた場合には、集金不能日から未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第12条（保険契約の解除－特約失効による未払込保険料不払の場合）

(1) 当会社は、第10条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。

(2) 当会社は、(1)の規定による解除を行う場合には、保険契約者に対して書面をもってその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、次の算式によって算出した保険料を返還します。

- ① 一括保険料による一括払の場合

$$\text{既に払い込まれた一括保険料} \times \frac{\text{既経過月数}}{12} = \text{返還する保険料}$$

- ② 分割保険料による分割払の場合

$$\text{既に払い込まれた} - (\text{既経過月数} \times \text{分割保険料}) = \text{返還する保険料}$$

分割保険料の総額

第13条（保険料の返還または請求）

この特約が付帯された普通保険約款またはこれに付帯された特約の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、この特約が付帯された普通保険約款またはこれに付帯された特約の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、月割により、保険料を返還または請求します。

⑦団体扱に関する特約（一般B）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一括保険料	この保険契約に定められた一括払の場合の保険料をいいます。
企業体	公社、公団、会社等をいい、法人・個人の別を問いません。
事業所	保険契約者がこの保険契約締結の時に勤務している事業所をいいます。

集金契約	「保険料集金に関する契約書（一般B）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日	集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。
職域労働組合等	団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた分割保険料の1か年分の総保険料をいいます。
未払込分割保険料	年額保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

① 保険契約者が、企業体に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。

② 次のいずれかの者と当会社との間に集金契約が締結されていること。

ア. 団体

イ. 職域労働組合等

③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

ア. その事業所において、給与支払日に保険契約者またはその代理人から直接保険料を集金すること。

イ. 上記アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第3条（保険料の払込み方法）

当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を次に定めるいずれかの方法により払い込むことを承認します。

① 一括保険料による一括払

② 分割保険料による分割払

第4条（保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、一括保険料または第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込まなければなりません。

(2) (1) の規定にかかわらず、保険の対象について、保険契約者がその事業所において当会社と団体扱に係る特約を付した保険契約を締結していた場合であって、その保険契約の保険期間の末日（注）をこの保険契約の保険期間の初日とするときには、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むことができます。

（注）その保険契約が保険期間の中途中で解除された場合には、その解除日とします。

(3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以降の分割保険料を、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第5条（保険料領収前の事故）

(1) 保険期間が始まった後であっても、当会社は、保険期間の初日から前条(1)の一括保険料または第1回分割保険料を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(2) 前条(1)の一括保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合は(1)の規定は適用しません。

(3) 前条(1)の一括保険料または第1回分割保険料が払い込まれる前に、第9条（特約の失効）の規定によりこの特約が効力を失った場合で、第10条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に規定する期間内に未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額が、集金者を経ることなく一時に当会社に払い込まれるときは、(1)の規定を適用しません。

第6条（追加保険料の払込み）

(1) この特約が付帯された普通保険約款の「保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合」(1)または(2)の規定により、当会社が追加

保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注)当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(3) (1)の規定により、追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については適用しません。

(注)既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

(4) この特約が付帯された普通保険約款の「保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合」(6)の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に従い、保険金を支払います。

(6) この特約が付帯された普通保険約款の「保険の対象の価額の増加または減少」(5)の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、請求時にその全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(7) (6)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金額が変更されなかったものとして、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

この特約が付帯された普通保険
約款の「損害保険金の支払額」の×再調達価額の80%に=損害保険金の額
規定による損害の額
相当する額

第7条(保険金支払の場合の未払込保険料の払込み)

年額保険料の払込みを完了する前に、この特約が付帯された普通保険約款の「保険金支払後の保険契約」(1)の規定により、この保険契約が終了する場合には、保険契約者は保険金の支払を受ける以前に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第8条(保険料領収証の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第9条(特約の失効)

(1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その事実が生じたことによる集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。

- ① 集金契約が解除された場合
- ② 保険契約者が事業所において団体から毎月給与の支払を受けなくなつた場合
- ③ 保険契約者またはその代理人が保険料をその事業所において、給与支払日に直接集金者に支払わなかつた場合
- ④ ①から③までの場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなくなつた場合

(2) (1)の事実が生じた場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者にその旨を通知します。

第10条(特約失効後の未払込保険料の払込み)

前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日から1か月以内に、未払込一括保険料または未払込分割保険料の全

額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第11条（特約失効後の未払込保険料領収前の事故）

当会社は、前条に定める期間内に未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額が払い込まれなかつた場合には、集金不能日から未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第12条（保険契約の解除－特約失効による未払込保険料不払の場合）

(1) 当会社は、第10条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。

(2) 当会社は、(1)の規定による解除を行う場合には、保険契約者に対して書面をもってその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かつてのみその効力を生じます。

(3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、次の算式によって算出した保険料を返還します。

① 一括保険料による一括払の場合

$$\text{既に払い込まれた一括保険料} \times \frac{\text{既経過月数}}{12} = \text{返還する保険料}$$

② 分割保険料による分割払の場合

$$\frac{\text{既に払い込まれた分割保険料の総額}}{\text{分割保険料の総額}} - (\text{既経過月数} \times \text{分割保険料}) = \text{返還する保険料}$$

第13条（保険料の返還または請求）

この特約が付帯された普通保険約款またはこれに付帯された特約の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、この特約が付帯された普通保険約款またはこれに付帯された特約の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、月割により、保険料を返還または請求します。

⑧団体扱に関する特約（一般C）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一括保険料	この保険契約に定められた一括払の場合の保険料をいいます。
企業体	公社、公団、会社等をいい、法人・個人の別を問いません。
口座振替日	預金口座振替により、集金手続を行い得る口座振替日をいいます。
指定口座	保険契約者が指定する預金口座をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（一般C）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
職域労働組合等	団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織をいいます。
退職者	退職によりその団体の構成員でなくなった者をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体をいいます。ただし、保険契約者が退職者の場合は、退職前に給与の支払を受けている企業体をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた分割保険料の1か年分の総保険料をいいます。
未払込分割保険料	年額保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が企業体に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。
- ② 団体、職域労働組合等と当会社との間に集金契約が締結されていること。
- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア. 指定口座から、口座振替日に保険料を集金すること。
 - イ. 上記アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第3条（保険料の払込方法）

当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を次に定めるいずれかの方法により払い込むことを承認します。

- ① 一括保険料による一括払
- ② 分割保険料による分割払

第4条（保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、一括保険料または第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

(2) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以降の分割保険料を、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第5条（保険料領収前の事故）

(1) 保険期間が始まった後であっても、当会社は、保険期間の初日から前条

(1) の一括保険料または第1回分割保険料を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(2) 前条(1)の一括保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合は(1)の規定は適用しません。

(3) 前条(1)の一括保険料または第1回分割保険料が払い込まれる前に、第9条（特約の失効）の規定によりこの特約が効力を失った場合で、第10条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に規定する期間内に未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額が、集金者を経ることなく一時に当会社に払い込まれるときは、(1)の規定を適用しません。

第6条（追加保険料の払込み）

(1) この特約が付帯された普通保険約款の「保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合」(1)または(2)の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(3) (1)の規定により、追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については適用しません。

（注）既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

(4) この特約が付帯された普通保険約款の「保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合」(6)の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に従い、保険金を支払います。

(6) この特約が付帯された普通保険約款の「保険の対象の価額の増加または減少」(5)の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、請求時にその全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(7) (6)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金額が変更されなかつたものとして、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

$$\boxed{\text{この特約が付帯された普通保険約款の「損害保険金の支払額」の規定による損害の額}} \times \boxed{\frac{\text{保険金額}}{\text{再調達額の}80\% \text{に相当する額}}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

第7条（保険金支払の場合の未払込保険料の払込み）

年額保険料の払込みを完了する前に、この特約が付帯された普通保険約款の「保険金支払後の保険契約」(1)の規定により、この保険契約が終了する場合には、保険契約者は保険金の支払を受ける以前に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第8条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第9条（特約の失効）

(1) この特約は、次のいずれかに該当する場合、①の事実のときは、その事実が生じたことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日、または②、③もしくは④の事実のときは、その事実が生じた日（以下「集金不能日等」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。

- ① 集金契約が解除された場合
- ② 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から集金者の預金口座へ振り替えられなかった場合。ただし、集金者が保険契約者にかわって保険料をその口座振替日の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合を除きます。
- ③ 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
- ④ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合

(2) (1)①または④の事実が生じた場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者にその旨を通知します。

第10条（特約失効後の未払込保険料の払込み）

前条(1)または第14条（退職者に対する特則）(2)の規定によりこの特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日等から1か月以内に、未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第11条（特約失効後の未払込保険料領収前の事故）

当会社は、前条に定める期間内に未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第12条（保険契約の解除－特約失効による未払込保険料不払の場合）

(1) 当会社は、第10条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。

(2) 当会社は、(1)の規定による解除を行う場合には、保険契約者に対して書面をもってその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、次の算式によって算出した保険料を返還します。

① 一括保険料による一括払の場合

$$\boxed{\text{既に払い込まれた一括保険料}} \times \boxed{\frac{\text{既経過月数}}{12}} = \boxed{\text{返還する保険料}}$$

② 分割保険料による分割払の場合

$$\boxed{\text{既に払い込まれた}} - \boxed{\text{分割保険料の総額}} \times \boxed{(\text{既経過月数} \times \text{分割保険料})} = \boxed{\text{返還する保険料}}$$

第13条（保険料の返還または請求）

この特約が付帯された普通保険約款またはこれに付帯された特約の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、この特約が付帯された普通保険約款またはこれに付帯された特約の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、月割により、保険料を返還または請求します。

第14条（退職者に対する特則）

(1) 第2条（この特約の適用条件）の規定にかかわらず、団体が退職者に対する福利厚生制度の一環として、退職者について団体扱による保険契約の締結を認める場合において、団体の退職者である保険契約者がその制度を利用して保険契約を締結するときは、その保険契約者がその構成員となっていた団体または職域労働組合等と当会社との間に集金契約が締結されており、保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾しているときに限り、この特約を適用することができます。

① 指定口座から預金口座振替により、口座振替日に保険料を集金すること。

② ①により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

(2) 第9条（特約の失効）の規定にかかわらず、保険契約者が団体の退職者である場合で、次のいずれかに該当する事実が生じたときは、①の事実のときは、その事実が生じたことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日、②または③の事実のときは、その事実が生じた日（第9条（1）に規定する「集金不能日等」とみなします。）から将来に向かつてのみこの特約はその効力を失います。

① 集金契約が解除された場合

② 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から集金者の預金口座へ振り替えられなかった場合。ただし、集金者が保険契約者にかわって保険料をその口座振替日の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合を除きます。

③ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合

(3) (2) ①または③の事実が生じた場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者にその旨を通知します。

⑨団体扱に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一括保険料	この保険契約に定められた一括払の場合の保険料をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約をいいます。
集金不能日	集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている官公署（注）、会社などの団体をいいます。 (注) 独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人および地方独立行政法人を含みます。

年額保険料	この保険契約に定められた分割保険料の1か年分の総保険料をいいます。
未払込分割保険料	年額保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 団体と当会社との間に集金契約が締結されていること。
- ② 保険契約者が、その受け取るべき給与から保険料を差し引いて、これを当会社の本社または当会社の指定する場所に支払うことを団体に委託し、団体がそれを承諾していること。

第3条（保険料の払込方法）

当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を次に定めるいずれかの方法により払い込むことを承認します。

- ① 一括保険料による一括払
- ② 分割保険料による分割払

第4条（保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、一括保険料または第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まなければなりません。

(2) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以降の分割保険料を、集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まなければなりません。

第5条（保険料領収前の事故）

(1) 保険期間が始まった後であっても、当会社は、保険期間の初日から前条(1)の一括保険料または第1回分割保険料を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(2) 前条(1)の一括保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まれる場合は(1)の規定は適用しません。

(3) 前条(1)の一括保険料または第1回分割保険料が払い込まれる前に、第9条（特約の失効）の規定によりこの特約が効力を失った場合で、第10条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に規定する期間内に未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額が、団体を経ることなく一時に当会社に払い込まれるときは、(1)の規定を適用しません。

第6条（追加保険料の払込み）

(1) この特約が付帯された普通保険約款の「保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合」(1)または(2)の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は団体を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(3) (1)の規定により、追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については適用しません。

（注）既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

(4) この特約が付帯された普通保険約款の「保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合」(6)の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は団体を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に従い、保険金を支払います。

(6) この特約が付帯された普通保険約款の「保険の対象の価額の増加または減少」(5)の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は団体を経ることなく、請求時にその全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(7) (6)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金額が変更されなかつたものとして、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

$$\frac{\text{この特約が付帯された普通保険}}{\text{約款の「損害保険金の支払額」の} \times \frac{\text{再調達価額の} 80\%}{\text{規定による損害の額}}} = \text{損害保険金の額相当する額}$$

第7条（保険金支払の場合の未払込保険料の払込み）

年額保険料の払込みを完了する前に、この特約が付帯された普通保険約款の「保険金支払後の保険契約」(1)の規定により、この保険契約が終了する場合には、保険契約者は保険金の支払を受ける以前に、未払込保険料の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第8条（保険料領収証の発行）

当会社は、団体を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を団体に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第9条（特約の失効）

(1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その事実が生じたことによる集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。

- ① 集金契約が解除された場合
- ② 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
- ③ 保険契約者がその受け取るべき給与から保険料を控除することを拒んだ場合
- ④ ①から③までの場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなくなった場合

(2) (1) ①の事実が生じた場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者にその旨を通知します。

第10条（特約失効後の未払込保険料の払込み）

前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日から1ヶ月以内に、未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第11条（特約失効後の未払込保険料領収前の事故）

当会社は、前条に定める期間内に未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日から未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第12条（保険契約の解除－特約失効による未払込保険料不払の場合）

(1) 当会社は、第10条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。

(2) 当会社は、(1)の規定による解除を行う場合には、保険契約者に対して書面をもってその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、次の算式によって算出した保険料を返還します。

- ① 一括保険料による一括払の場合

$$\frac{\text{既に払い込まれた一括保険料} \times \frac{\text{既経過月数}}{12}}{12} = \text{返還する保険料}$$

② 分割保険料による分割払の場合

既に払い込まれた
分割保険料の総額 $- (既経過月数 \times 分割保険料) =$ 返還する保険料

第13条（保険料の返還または請求）

この特約が付帯された普通保険約款またはこれに付帯された特約の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、この特約が付帯された普通保険約款またはこれに付帯された特約の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、月割により、保険料を返還または請求します。

⑩団体扱に関する特約（口座振替方式）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一括保険料	この保険契約に定められた一括払の場合の保険料をいいます。
口座振替日	預金口座振替により、集金手続を行い得る最初の口座振替日をいいます。
指定口座	保険契約者が指定する預金口座をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（口座振替方式）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
職域労働組合等	団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織をいいます。
退職者	退職によりその団体の構成員でなくなった者をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている官公署（注）をいいます。 (注) 独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人および地方独立行政法人を含みます。
年額保険料	この保険契約に定められた分割保険料の1か年分の総保険料をいいます。
未払込分割保険料	年額保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が団体に勤務し、毎月その団体から給与の支払を受けていること。
- ② 団体または職域労働組合等で団体から保険料集金を委託されている者と当会社との間に集金契約が締結されていること。
- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア. 指定口座から、口座振替日に保険料を集金すること。
 - イ. 上記アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第3条（保険料の払込方法）

当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を次に定めるいずれかの方法により払い込むことを承認します。

- ① 一括保険料による一括払
- ② 分割保険料による分割払

第4条（保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、一括保険料または第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

(2) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以降の分割保険料を、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなり

ません。

第5条（保険料領収前の事故）

- (1) 保険期間が始まった後であっても、当会社は、保険期間の初日から前条(1)の一括保険料または第1回分割保険料を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 前条(1)の一括保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合は(1)の規定は適用しません。
- (3) 前条(1)の一括保険料または第1回分割保険料が払い込まれる前に、第9条（特約の失効）の規定によりこの特約が効力を失った場合で、第10条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に規定する期間内に未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額が、集金者を経ることなく一時に当会社に払い込まれるときは、(1)の規定を適用しません。

第6条（追加保険料の払込み）

- (1) この特約が付帯された普通保険約款の「保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合」(1)または(2)の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (3) (1)の規定により、追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については適用しません。
- （注）既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- (4) この特約が付帯された普通保険約款の「保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合」(6)の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に従い、保険金を支払います。
- (6) この特約が付帯された普通保険約款の「保険の対象の価額の増加または減少」(5)の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、請求時にその全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (7) (6)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金額が変更されなかったものとして、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

この特約が付帯された普通保険約款の「損害保険金の支払額」の規定による損害の額

× $\frac{\text{保険金額}}{\text{再調達価額の}80\%}$
に相当する額

= 損害保険金の額

第7条（保険金支払の場合の未払込保険料の払込み）

年額保険料の払込みを完了する前に、この特約が付帯された普通保険約款の「保険金支払後の保険契約」(1)の規定により、この保険契約が終了する場合には、保険契約者は保険金の支払を受ける以前に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第8条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対し

てはこれを発行しません。

第9条（特約の失効）

(1) この特約は、次のいずれかに該当する場合、①の事実のときは、その事実が生じたことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日、または②、③もしくは④の事実のときは、その事実が生じた日（以下「集金不能日等」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。

① 集金契約が解除された場合

② 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から集金者の預金口座へ振り替えられなかった場合。ただし、集金者が保険契約者にかわって保険料をその口座振替日の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合を除きます。

③ 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合

④ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合

(2) (1) ①または④の事実が生じた場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者にその旨を通知します。

第10条（特約失効後の未払込保険料の払込み）

前条(1) または第14条（退職者に対する特則）(2) の規定によりこの特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日等から1か月以内に、未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第11条（特約失効後の未払込保険料領収前の事故）

当会社は、前条に定める期間内に未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第12条（保険契約の解除－特約失効による未払込保険料不払の場合）

(1) 当会社は、第10条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。

(2) 当会社は、(1) の規定による解除を行う場合には、保険契約者に対して書面をもってその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(3) (1) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、次の算式によって算出した保険料を返還します。

① 一括保険料による一括払の場合

$$\boxed{\text{既に払い込まれた一括保険料}} \times \boxed{\frac{\text{既経過月数}}{12}} = \boxed{\text{返還する保険料}}$$

② 分割保険料による分割払の場合

$$\boxed{\text{既に払い込まれた}} - \boxed{\text{分割保険料の総額}} \times \boxed{\text{（既経過月数} \times \text{分割保険料)}} = \boxed{\text{返還する保険料}}$$

第13条（保険料の返還または請求）

この特約が付帯された普通保険約款またはこれに付帯された特約の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、この特約が付帯された普通保険約款またはこれに付帯された特約の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、月割により、保険料を返還または請求します。

第14条（退職者に対する特則）

(1) 第2条（この特約の適用条件）の規定にかかわらず、団体が退職者に対する福利厚生制度の一環として、退職者について団体扱による保険契約の締結を認める場合において、団体の退職者である保険契約者がその制度を利用して保険契約を締結するときは、その保険契約者がその構成員となっていた団体または職域労働組合等と当会社との間に集金契約が締結されており、

保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾しているときに限り、この特約を適用することができます。

① 指定口座から預金口座振替により、口座振替日に保険料を集金すること。

② ①により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

(2) 第9条(特約の失効)の規定にかかわらず、保険契約者が団体の退職者である場合で、次のいずれかに該当する事実が生じたときは、①の事実のときは、その事実が生じたことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日、②または③の事実のときは、その事実が生じた日(第9条(1)に規定する「集金不能日等」とみなします。)から将来に向かつてのみこの特約はその効力を失います。

① 集金契約が解除された場合

② 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から集金者の預金口座へ振り替えられなかった場合。ただし、集金者が保険契約者にかわって保険料をその口座振替日の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合を除きます。

③ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合

(3) (2) ①または③の事実が生じた場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者にその旨を通知します。

⑪団体扱における追加保険料に関する特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
異動の申出	保険証券または保険契約申込書の記載事項について、書面をもって変更を申し出ることをいいます。ただし、訂正の申出および通知事項等の通知に該当するものを除きます。
異動日	訂正の申出、通知事項等または異動の申出の通知を当会社が受領し、承認した時以後で契約内容を変更すべき期間の初日(注)をいいます。 (注) 異動の通知を当会社が受領した日と同じ日である場合は、当会社が異動を承認した時とします。
集金者	団体扱に関する特約第2条(この特約の適用条件)に定める集金契約を当会社との間に締結した者をいいます。
団体扱に関する特約	団体扱に関する特約(一般A)、団体扱に関する特約(一般B)、団体扱に関する特約(一般C)、団体扱に関する特約または団体扱に関する特約(口座振替方式)をいいます。
通知事項等の通知	保険証券または保険契約申込書の記載事項について、次のいずれかに規定される通知を行うことをいいます。 ① この特約が付帯された普通保険約款の「通知義務」の規定(1)に定める通知 ② この特約が付帯された普通保険約款の「保険の対象の譲渡」の規定(1)に定める通知 ③ この特約が付帯された普通保険約款の「保険金額の調整」の規定に定める通知 ④ この特約が付帯された普通保険約款の「保険の対象の価額の増加または減少」の規定に定める通知 ⑤ ①から④までのほか、この保険契約に付帯される他の特約に定める①から④までに準じる通知

訂正の申出	保険証券または保険契約申込書の記載事項について、書面をもってこの特約が付帯された普通保険約款の「告知義務」に関する規定（3）③およびこの保険契約に付帯される他の特約に規定する訂正を申し出ることをいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
未払込保険料	追加保険料の総額および年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、団体扱に関する特約が適用されており、集金者と当会社との間に覚書が締結されている場合に適用されます。

第3条（追加保険料の払込みの特則）

- (1) 団体扱に関する特約第6条（追加保険料の払込み）（1）、（4）または（6）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者からの訂正の申出、通知事項等の通知または異動の申出に基づき、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金契約および覚書に定めるところにより、集金者を経て払い込むことができます。
- (2) 団体扱に関する特約第3条（保険料の払込方法）①に定めるところにより、年額保険料を一括して払い込んでいる場合は、（1）の追加保険料の全額を一時に払い込むものとします。
- (3) 団体扱に関する特約第3条（保険料の払込方法）②に定めるところにより、年額保険料を分割して払い込んでいる場合は、（1）の追加保険料の全額を一時に払い込むか、または当会社が承認する回数に分割して払い込むものとします。

第4条（告知・通知事項等の通知方法の特則）

- (1) 保険契約者が前条の追加保険料を集金者を経て払い込む場合は、保険契約者または被保険者は訂正の申出、通知事項等の通知または異動の申出を、書面または電話、ファクシミリ、インターネット等の通信手段により、当会社所定の連絡先に行わなければなりません。この場合、保険契約者は、この特約が付帯された普通保険約款の「保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合」（6）の通知については、保険契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当会社が認める場合を除いてこれを撤回することができません。

- (2) 異動承認書に記載された異動日以後に生じた事故による損害に対しては、当会社は異動後の条件で保険金を支払います。

第5条（特約失効後の未払込保険料の払込み）

団体扱に関する特約第9条（特約の失効）の規定により、同特約が失効した場合には、この特約も効力を失います。この場合において、保険契約者は同条に規定する集金不能日等（以下「集金不能日等」といいます。）から1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第6条（未払込保険料不払の場合の免責）

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかつた場合には、集金不能日等から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（保険契約の解除－特約失効による未払込保険料不払の場合）

- (1) 当会社は、第5条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約を解除することができます。
- (2) 当会社は、（1）の解除を行う場合には、保険契約者に対して書面をもってその旨を通知します。この場合の解除は、集金不能日等または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3) （1）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、既に領収している追加保険料の総額から、異動日から（2）に規定する日までの既経過期間に対する既経過月数によって計算した追加保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第8条（返還保険料の取扱い）

- (1) 異動が生じ、保険契約者または被保険者が異動の通知を行った場合で、保険料の返還が生じたときは、当会社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にもしくは当会社の定める回数に分割し、当会社の定める日に集金者を経て行うことができるものとします。
- (2) (1)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

第9条（事故発生時の義務）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が生じた場合で、第3条（追加保険料の払込みの特則）の異動の通知日時および事故発生の日時の確認に関して、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う調査に協力しなければなりません。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

⑫集団扱に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
集金契約	「集団扱保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金日	集金手続を行い得る最初の集金日をいいます。
集団	当会社が別に定める基準に適合する保険証券記載の集団をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた分割保険料の1か年分の総保険料をいいます。
未払込分割保険料	年額保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

① 保険契約者が集団の構成員（注）であること。

（注）その集団自身およびその集団を構成する集団の構成員を含みます。

② 集団または集団から委託を受けた者と当会社との間に集金契約が締結されていること。

③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

ア. 集金日までに保険料を集金すること。

イ. 上記アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第3条（保険料の払込方法）

当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を次に定めるいずれかの方法により払い込むことを承認します。

① 一括保険料による一括払

② 分割保険料による分割払

第4条（保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、一括保険料または第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

(2) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以降の分割保険料を、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第5条（保険料領収前の事故）

(1) 保険期間が始まった後であっても、当会社は、保険期間の初日から前条

- (1) の一括保険料または第1回分割保険料を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 前条(1)の一括保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合は(1)の規定は適用しません。
- (3) 前条(1)の一括保険料または第1回分割保険料が払い込まれる前に、第9条(特約の失効)の規定によりこの特約が効力を失った場合で、第10条(特約失効後の未払込保険料の払込み)に規定する期間内に未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額が、集金者を経ることなく一時に当会社に払い込まれるときは、(1)の規定を適用しません。

第6条(追加保険料の払込み)

(1) この特約が付帯された普通保険約款の「保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合」(1)または(2)の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(3) (1)の規定により、追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については適用しません。

(注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

(4) この特約が付帯された普通保険約款の「保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合」(6)の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に従い、保険金を支払います。

(6) この特約が付帯された普通保険約款の「保険の対象の価額の増加または減少」(5)の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、請求時にその全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(7) (6)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金額が変更されなかつたものとして、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

この特約が付帯された普通保険約款の「損害保険金の支払額」の×再調達価額の80%に=損害保険金の額
規定期による損害の額
相当する額

第7条(保険金支払の場合の未払込保険料の払込み)

年額保険料の払込みを完了する前に、この特約が付帯された普通保険約款の「保険金支払後の保険契約」(1)の規定により、この保険契約が終了する場合には、保険契約者は保険金の支払を受ける以前に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第8条(保険料領収証の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料について、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第9条(特約の失効)

(1) この特約は、次のいずれかに該当する場合、①の事実のときは、その事実が生じたことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の集金

日、または②もしくは③の事実のときは、その事実が生じた日（以下「集金不能日等」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。

① 集金契約が解除された場合

② 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に集金されなかった場合。ただし、集金者が保険契約者にかわって保険料を集金日の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合を除きます。

③ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなつた旨の通知を受けた場合

(2) (1) ①または③の事実が生じた場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者にその旨を通知します。

第10条（特約失効後の未払込保険料の払込み）

前条（1）の規定によりこの特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日等から1か月以内に、未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第11条（特約失効後の未払込保険料領収前の事故）

当会社は、前条に定める期間内に未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額が払い込まれなかつた場合には、集金不能日等から未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第12条（保険契約の解除－特約失効による未払込保険料不払の場合）

(1) 当会社は、第10条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。

(2) 当会社は、(1)の規定による解除を行う場合には、保険契約者に対して書面をもってその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日等または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、次の算式によって算出した保険料を返還します。

① 一括保険料による一括払の場合

$$\text{既に払い込まれた一括保険料} \times \frac{\text{既経過月数}}{12} = \text{返還する保険料}$$

② 分割保険料による分割払の場合

$$\text{既に払い込まれた} - (\text{既経過月数} \times \text{分割保険料}) = \text{返還する保険料}$$

分割保険料の総額

第13条（保険料の返還または請求）

この特約が付帯された普通保険約款またはこれに付帯された特約の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、この特約が付帯された普通保険約款またはこれに付帯された特約の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、月割により、保険料を返還または請求します。

⑬集団扱における追加保険料に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
異動の申出	保険証券または保険契約申込書の記載事項について、書面をもって変更を申し出ることをいいます。ただし、訂正の申出および通知事項等の通知に該当するものを除きます。
異動日	訂正の申出、通知事項等または異動の申出の通知を当会社が受領し、承認した時以後で契約内容を変更すべき期間の初日（注）をいいます。 (注) 異動の通知を当会社が受領した日と同じ日で

	ある場合は、当会社が異動を承認した時とします。
集金者	当会社との間に集団扱に関する特約第2条（この特約の適用条件）に定める保険料集金契約を締結した者をいいます。
通知事項等の通知	<p>保険証券または保険契約申込書の記載事項について、次のいずれかに規定される通知を行うことをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① この特約が付帯された普通保険約款の「通知義務」の規定（1）に定める通知 ② この特約が付帯された普通保険約款の「保険の対象の譲渡」の規定（1）に定める通知 ③ この特約が付帯された普通保険約款の「保険金額の調整」の規定に定める通知 ④ この特約が付帯された普通保険約款の「保険の対象の価額の増加または減少」の規定に定める通知 ⑤ ①から④までのほか、この保険契約に付帯される他の特約に定める①から④までに準じる通知
訂正の申出	保険証券または保険契約申込書の記載事項について、書面をもってこの特約が付帯された普通保険約款の「告知義務」に関する規定（3）③およびこの保険契約に付帯される他の特約に規定する訂正を申し出ることをいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
未払込保険料	追加保険料の総額および年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、集団扱に関する特約が適用されており、集金者と当会社との間に覚書が締結されている場合に適用されます。

第3条（追加保険料の払込みの特則）

- (1) 集団扱に関する特約第6条（追加保険料の払込み）（1）、（4）または（6）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者からの訂正の申出、通知事項等の通知または異動の申出に基づき、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金契約および覚書に定めるところにより、集金者を経て払い込むことができます。
- (2) 集団扱に関する特約第3条（保険料の払込方法）①に定めるところにより、年額保険料を一括して払い込んでいる場合は、（1）の追加保険料の全額を一時に払い込むものとします。
- (3) 集団扱に関する特約第3条（保険料の払込方法）②に定めるところにより、年額保険料を分割して払い込んでいる場合は、（1）の追加保険料の全額を一時に払い込むか、または当会社が承認する回数に分割して払い込むものとします。

第4条（告知・通知事項等の通知方法の特則）

- (1) 保険契約者が、前条の追加保険料を集金者を経て払い込む場合は、保険契約者または被保険者は訂正の申出、通知事項等の通知または異動の申出を、書面または電話、ファクシミリ、インターネット等の通信手段により、当会社所定の連絡先に行わなければなりません。この場合、保険契約者は、この特約が付帯された普通保険約款の「保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合」（6）の通知については、保険契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当会社が認める場合を除いてこれを撤回することができません。

- (2) 異動承認書に記載された異動日以後に生じた事故による損害に対しては、当会社は異動後の条件で保険金を支払います。

第5条（特約失効後の未払込保険料の払込み）

集団扱に関する特約第9条（特約の失効）の規定により、同特約が失効した場合には、この特約も効力を失います。この場合において、保険契約者は同条に規定する集金不能日等（以下「集金不能日等」といいます。）から1

か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第6条（未払込保険料不払の場合の免責）

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかつた場合には、集金不能日等から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（解除－特約失効による未払込保険料不払の場合）

(1) 当会社は、第5条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約を解除することができます。

(2) 当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険契約者に対して書面をもってその旨を通知します。この場合の解除は、集金不能日等または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、既に領収している追加保険料の総額から、異動日から(2)に規定する日までの既経過期間に対する既経過月数によって計算した追加保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第8条（返還保険料の取扱い）

(1) 異動が生じ、保険契約者または被保険者が異動の通知を行った場合で、保険料の返還が生じたときは、当会社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にもしくは当会社の定める回数に分割し、当会社の定める日に集金者を経て行うことができるものとします。

(2) (1)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

第9条（事故発生時の義務）

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が生じた場合で、第3条（追加保険料の払込みの特則）の異動の通知日時および事故発生の日時の確認に関して、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う調査に協力しなければなりません。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

⑭集団扱に関する特約（住宅ローン等利用者用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一括保険料	この保険契約に定められた一括払の場合の保険料をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（集団扱住宅ローン等利用者用）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金日	集金手続を行い得る最初の集金日をいいます。
集団	第2条（この特約の適用条件）①アまたはイに掲げる集団をいいます。
信用供与機関	保険の対象である建物の建築・改良または購入等に係る資金の貸付けを行う信用供与機関をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた分割保険料の1か年分の総保険料をいいます。
未払込分割保険料	年額保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

① 保険契約者が次に掲げる集団の構成員であり、かつ、集団扱に関する

特約（住宅ローン等利用者用）に係る保険契約を締結することが認められている者であること。

ア. 信用供与機関に対し金銭債務を負う信用供与機関毎の債務者の集団
イ. 信用保証機関の保証により第三者たる信用供与機関に対し金銭債務を負う信用供与機関毎の債務者の集団

ウ. 上記アまたはイにおいては、保険の対象である建物の建設・改良、販売または仲介等を行う者と信用供与機関との間に債務者への当該資金の貸付けに係る提携または協力関係があること。

② 信用供与機関毎の集団から委託を受けた者と当会社との間に集金契約が締結されていること。

③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

ア. 集金日に保険料を集金すること。

イ. 上記アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第3条（保険料の払込方法）

当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を次に定めるいずれかの方法により払い込むことを承認します。

- ① 一括保険料による一括払
- ② 分割保険料による分割払

第4条（保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、一括保険料または第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

(2) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以降の分割保険料を、集金契約に定めるところにより集金者を経て払い込まなければなりません。

第5条（保険料領収前の事故）

(1) 保険期間が始まった後であっても、当会社は、保険期間の初日から前条(1)の一括保険料または第1回分割保険料を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(2) 前条(1)の一括保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合は、(1)の規定は適用しません。

(3) 前条(1)の一括保険料または第1回分割保険料が払い込まれる前に、第9条（特約の失効）の規定によりこの特約が効力を失った場合は、第10条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に規定する期間内に未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額が、集金者を経ることなく一時に当会社に払い込まれる場合は、(1)の規定は適用しません。

第6条（追加保険料の払込み）

(1) この特約が付帯された普通保険約款の「保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合」(1)または(2)の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(3) (1)の規定により、追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じたときより前に発生した事故による損害については適用しません。

（注）既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

(4) この特約が付帯された普通保険約款の「保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合」(6)の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(5) (4) の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に従い、保険金を支払います。

(6) この特約が付帯された普通保険約款の「保険の対象の価額の増加または減少」(5)の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、請求時にその全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(7) (6) の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金額が変更されなかつたものとして、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{この特約が付帯された普通保険約款の「損害保険金の支払額」の規定による損害の額}} \times \boxed{\frac{\text{保険金額}}{\text{再調達価額の80\%に相当する額}}} = \boxed{\text{損害保険金の額}} \end{array}$$

第7条（保険金の支払および未払込保険料等の払込み）

年額保険料の払込みを完了する前に、この特約が付帯された普通保険約款の「保険金支払後の保険契約」(1)の規定により、この保険金の支払によって保険契約が終了する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払込保険料または未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第8条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。ただし、当会社と集金者との間で約定することで保険料領収証の発行を省略することができます。

第9条（特約の失効）

(1) この特約は、次に掲げる事実のいずれかに該当する場合、①の事実のときは、その事が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となつた最初の集金日または②もしくは③の事実のときは、その事実が発生した日（以下「集金不能日等」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。

① 集金契約が解除された場合

② 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に集金されなかつた場合。ただし、集金者が保険契約者に代わって保険料をその集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合を除きます。

③ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなつた旨の通知を受けた場合

(2) (1) ①または③の事実が生じた場合は、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険契約者にその旨を通知します。

第10条（特約失効後の未払込保険料の払込み）

保険契約者は、前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は集金不能日等から1か月以内に、未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第11条（特約失効後の未払込保険料領収前の事故）

当会社は、前条に定める期間内に未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額が払い込まれなかつた場合には、集金不能日等から未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第12条（保険契約の解除－特約失効による未払込保険料不払の場合）

(1) 当会社は、第10条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込一括保険料または未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。

(2) 当会社は、(1)の規定による解除を行う場合には、保険契約者に対して書面をもってその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日等または

保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(3) (1) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、次の算式によって算出した保険料を返還します。

① 一括保険料による一括払の場合

$$\boxed{\text{既に払い込まれた一括保険料}} \times \boxed{\frac{\text{既経過月数}}{12}} = \boxed{\text{返還する保険料}}$$

② 分割保険料による分割払の場合

$$\boxed{\text{既に払い込まれた}} - \boxed{\text{分割保険料の総額}} \times \boxed{(\text{既経過月数} \times \text{分割保険料})} = \boxed{\text{返還する保険料}}$$

第13条（保険料の返還または請求）

この特約が付帯された普通保険約款またはこれに付帯された特約の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、この特約が付帯された普通保険約款またはこれに付帯された特約の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、月割により、保険料を返還または請求します。ただし、この特約が付帯された契約が長期保険保険料一括払特約付帯契約である場合には、長期保険保険料一括払特約の規定により、保険料を返還または請求します。

⑯集団扱（住宅ローン等利用者用）における追加保険料に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
異動の申出	保険証券または保険契約申込書の記載事項について、書面をもって変更を申し出ることをいいます。ただし、訂正の申出および通知事項等の通知に該当するものを除きます。
異動日	訂正の申出、通知事項等または異動の申出の通知を当会社が受領し、承認した時以後で契約内容を変更すべき期間の初日（注）をいいます。 (注) 異動の通知を当会社が受領した日と同じ日である場合は、当会社が異動を承認した時とします。
集金者	当会社との間に集団扱に関する特約（住宅ローン等利用者用）第2条（この特約の適用条件）に定める保険料集金契約を締結した者をいいます。
通知事項等の通知	保険証券または保険契約申込書の記載事項について、次のいずれかに規定される通知を行うことをいいます。 ① この特約が付帯された普通保険約款の「通知義務」の規定（1）に定める通知 ② この特約が付帯された普通保険約款の「保険の対象の譲渡」の規定（1）に定める通知 ③ この特約が付帯された普通保険約款の「保険金額の調整」の規定に定める通知 ④ この特約が付帯された普通保険約款の「保険の対象の価額の増加または減少」の規定に定める通知 ⑤ ①から④までのほか、この保険契約に付帯される他の特約に定める①から④までに準じる通知
訂正の申出	保険証券または保険契約申込書の記載事項について、書面をもってこの特約が付帯された普通保険約款の「告知義務」に関する規定（3）③およびこの保険契約に付帯される他の特約に規定する訂正を申し出ることをいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、集団扱に関する特約（住宅ローン等利用者用）が適用されており、集金者と当会社との間に覚書が締結されている場合に適用されます。

第3条（追加保険料の払込みの特則）

(1) 集団扱に関する特約（住宅ローン等利用者用）第6条（追加保険料の払込み）(1)、(4)または(6)の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者からの訂正の申出、通知事項等の通知または異動の申出に基づき、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金契約および覚書に定めるところにより、集金者を経て払い込むことができます。

(2) 集団扱に関する特約（住宅ローン等利用者用）第3条（保険料の払込方法）①に定めるところにより、保険料を一括して払い込んでいる場合は、(1)の追加保険料の全額を一時に払い込むものとします。

(3) 集団扱に関する特約（住宅ローン等利用者用）第3条（保険料の払込方法）②に定めるところにより、保険料を分割して払い込んでいる場合は、(1)の追加保険料の全額を一時に払い込むか、または当会社が承認する回数に分割して払い込むものとします。

第4条（告知・通知事項等の通知方法の特則）

(1) 保険契約者が、前条の追加保険料を集金者を経て払い込む場合は、保険契約者または被保険者は訂正の申出、通知事項等の通知または異動の申出を、書面または電話、ファクシミリ、インターネット等の通信手段により、当会社所定の連絡先に行わなければなりません。この場合、保険契約者は、この特約が付帯された普通保険約款の「保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合」(6)の通知については、保険契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当会社が認める場合を除いてこれを撤回することができません。

(2) 異動承認書に記載された異動日以後に生じた事故による損害に対しては、当会社は異動後の条件で保険金を支払います。

第5条（特約失効後の未払込追加保険料等の払込み）

集団扱に関する特約（住宅ローン等利用者用）第9条（特約の失効）の規定により、同特約が失効した場合には、この特約も効力を失います。この場合において、保険契約者は同条に規定する集金不能日等（以下「集金不能日等」といいます。）から1か月以内に、未払込追加保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第6条（未払込追加保険料等不払の場合の免責）

当会社は、前条に定める期間内に未払込追加保険料の全額が払い込まれなかつた場合には、集金不能日等から未払込追加保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（解除一特約失効による未払込追加保険料等不払の場合）

(1) 当会社は、第5条（特約失効後の未払込追加保険料等の払込み）に定める期間内に未払込追加保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約を解除することができます。

(2) 当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険契約者に対して書面をもってその旨を通知します。この場合の解除は、集金不能日等または保険期間の末日のいづれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、既に領収している追加保険料の総額から、異動日から(2)に規定する日までの既経過期間に対する既経過月数によって計算した追加保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第8条（返還保険料の取扱い）

(1) 異動が生じ、保険契約者または被保険者が異動の通知を行った場合で、保険料の返還が生じたときは、当会社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にもしくは当会社の定める回数に分割し、当会社の定める日に集金者を経て行うことができるものとします。

(2) (1)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

第9条（事故発生時の義務）

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が生じた場合で、第3条（追加保険料の払込みの特則）の異動の通知日時および事故

発生の日時の確認に関して、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う調査に協力しなければなりません。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく（1）の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

⑯長期保険保険料払込特約（地震保険用）

第1条（保険料の返還または請求一通知義務の場合）

危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）（2）の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料に対し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還または請求します。

（注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

第2条（保険料の返還一失効等の場合）

(1) 保険契約が失効となる場合には、地震保険普通保険約款第22条（保険料の返還一無効、失効等の場合）（3）の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

(2) 地震保険普通保険約款第33条（付帯される保険契約との関係）（2）の規定によりこの保険契約が終了する場合には、地震保険普通保険約款第22条（保険料の返還一無効、失効等の場合）（4）の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第3条（保険料の返還一保険金額の調整の場合）

地震保険普通保険約款第17条（保険金額の調整）（2）の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、地震保険普通保険約款第24条（保険料の返還一保険金額の調整の場合）（2）の規定にかかわらず、当会社は、減額した保険金額につき、この保険契約の保険金額が減額された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第4条（保険料の返還一解除の場合）

地震保険普通保険約款第10条（告知義務）（2）、第11条（通知義務）（2）もしくは（6）、第19条（重大事由による解除）（1）または第21条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）（3）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合または地震保険普通保険約款第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、地震保険普通保険約款第25条（保険料の返還一解除の場合）の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第5条（保険料の返還または請求一料率改定の場合）

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の中途中で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第6条（保険料の返還一保険金を支払った場合）

地震保険普通保険約款第32条（保険金支払後の保険契約）（1）の規定により保険契約が終了した場合には、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が生じた日の属する契約年度（注）を経過した以後の期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数

を乗じて計算した保険料を返還します。

(注) 保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとの期間をいいます。

第7条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、地震保険普通保険約款の規定を準用します。

別表 未経過料率係数表

経過年数 経過月数	2年契約		3年契約		
	0年	1年	0年	1年	2年
1か月まで	92%	44%	95%	62%	30%
2か月まで	88%	40%	92%	59%	27%
3か月まで	84%	36%	89%	57%	24%
4か月まで	80%	32%	86%	54%	22%
5か月まで	76%	28%	84%	51%	19%
6か月まで	72%	24%	81%	49%	16%
7か月まで	68%	20%	78%	46%	14%
8か月まで	64%	16%	76%	43%	11%
9か月まで	60%	12%	73%	41%	8%
10か月まで	56%	8%	70%	38%	5%
11か月まで	52%	4%	68%	35%	3%
12か月まで	48%	0%	65%	32%	0%

経過年数 経過月数	4年契約				5年契約				
	0年	1年	2年	3年	0年	1年	2年	3年	4年
1か月まで	96%	71%	47%	22%	97%	77%	57%	38%	18%
2か月まで	94%	69%	45%	20%	95%	75%	56%	36%	16%
3か月まで	92%	67%	43%	18%	93%	74%	54%	34%	15%
4か月まで	90%	65%	41%	16%	92%	72%	52%	33%	13%
5か月まで	88%	63%	39%	14%	90%	70%	51%	31%	11%
6か月まで	86%	61%	37%	12%	88%	69%	49%	29%	10%
7か月まで	84%	59%	35%	10%	87%	67%	48%	28%	8%
8か月まで	82%	57%	33%	8%	85%	66%	46%	26%	7%
9か月まで	80%	55%	31%	6%	84%	64%	44%	25%	5%
10か月まで	78%	53%	29%	4%	82%	62%	43%	23%	3%
11か月まで	75%	51%	27%	2%	80%	61%	41%	21%	2%
12か月まで	73%	49%	24%	0%	79%	59%	39%	20%	0%

(注) 経過月数につき 1か月未満の端日数は、1か月として計算します。

⑯長期保険保険料払込特約（満期戻総合保険付帯地震保険用）

第1条 (保険料の返還または請求一通知義務の場合)

危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）（2）の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料に対し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還または請求します。

(注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

第2条 (保険料の返還－失効等の場合)

(1) 保険契約が失効となる場合には、地震保険普通保険約款第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）（3）の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

(2) 地震保険普通保険約款第33条（付帯される保険契約との関係）（2）の規定によりこの保険契約が終了する場合には、地震保険普通保険約款第22条（保険料の返還一無効、失効等の場合）（4）の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第3条（保険料の返還一保険金額の調整の場合）

地震保険普通保険約款第17条（保険金額の調整）（2）の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、地震保険普通保険約款第24条（保険料の返還一保険金額の調整の場合）（2）の規定にかかわらず、当会社は、減額した保険金額につき、この保険契約の保険金額が減額された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第4条（保険料の返還一解除の場合）

地震保険普通保険約款第10条（告知義務）（2）、第11条（通知義務）（2）もしくは（6）、第19条（重大事由による解除）（1）または第21条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）（3）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合または地震保険普通保険約款第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、地震保険普通保険約款第25条（保険料の返還一解除の場合）の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第5条（保険料の返還または請求一料率改定の場合）

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の中途で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第6条（保険料の返還一保険金を支払った場合）

地震保険普通保険約款第32条（保険金支払後の保険契約）（1）の規定により保険契約が終了した場合には、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が生じた日の属する契約年度（注）を経過した以後の期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

（注）保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとの期間をいいます。

第7条（地震保険普通保険約款満期戻総合保険に付帯される場合の特則との関係）

この保険契約においては、地震保険普通保険約款満期戻総合保険に付帯される場合の特則第8条（自動継続）（3）および（4）の規定は適用されません。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、地震保険普通保険約款の規定を準用します。

別表 未経過料率係数表

経過年数 経過月数	2年契約		3年契約		
	0年	1年	0年	1年	2年
1か月まで	92%	44%	95%	62%	30%
2か月まで	88%	40%	92%	59%	27%
3か月まで	84%	36%	89%	57%	24%
4か月まで	80%	32%	86%	54%	22%
5か月まで	76%	28%	84%	51%	19%
6か月まで	72%	24%	81%	49%	16%
7か月まで	68%	20%	78%	46%	14%
8か月まで	64%	16%	76%	43%	11%
9か月まで	60%	12%	73%	41%	8%
10か月まで	56%	8%	70%	38%	5%
11か月まで	52%	4%	68%	35%	3%
12か月まで	48%	0%	65%	32%	0%

経過年数 経過月数	4年契約				5年契約				
	0年	1年	2年	3年	0年	1年	2年	3年	4年
1か月まで	96%	71%	47%	22%	97%	77%	57%	38%	18%
2か月まで	94%	69%	45%	20%	95%	75%	56%	36%	16%
3か月まで	92%	67%	43%	18%	93%	74%	54%	34%	15%
4か月まで	90%	65%	41%	16%	92%	72%	52%	33%	13%
5か月まで	88%	63%	39%	14%	90%	70%	51%	31%	11%
6か月まで	86%	61%	37%	12%	88%	69%	49%	29%	10%
7か月まで	84%	59%	35%	10%	87%	67%	48%	28%	8%
8か月まで	82%	57%	33%	8%	85%	66%	46%	26%	7%
9か月まで	80%	55%	31%	6%	84%	64%	44%	25%	5%
10か月まで	78%	53%	29%	4%	82%	62%	43%	23%	3%
11か月まで	75%	51%	27%	2%	80%	61%	41%	21%	2%
12か月まで	73%	49%	24%	0%	79%	59%	39%	20%	0%

(注) 経過月数につき 1か月未満の端日数は、1か月として計算します。

⑯長期保険保険料年払特約（地震保険用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
契約年度	保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとの期間をいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
年額保険料	各契約年度に対する保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。ただし、口座振替の方法で払い込む場合は、指定口座が設定された提携金融機関ごとに当会社が定める期日をいいます。
猶予期間	払込期日の翌日から払込期日の属する月の翌月末日までの期間をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約の適用をする旨記載されている場合に適用されます。

第3条（年額保険料の払込方法）

(1) 当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を下表に定める払込期日までに払い込むことを承認します。

区分	払込期日
初年度	保険契約の締結と同時
次年度以降	次契約年度以降、保険期間の初日の属する月の払込期日

(2) 保険契約締結の際に、次に定める条件をいずれも満たしている場合は、次契約年度以降の年額保険料を口座振替の方法により払い込むことができます。この場合において、保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

- ① 保険契約締結の際、指定口座が、提携金融機関に設定されていること。
- ② この保険契約の締結および保険契約者から当会社への損害保険料口座振替依頼書の提出等がなされていること。

(3) 年額保険料が口座振替の方法により払い込まれる場合は、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による第2回目以降の分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、(1)の規定にかかわらず、払込期日に払い込みがあったものとみなします。

第4条（年額保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、前条(1)の初年度の年額保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（年額保険料不払の場合の免責）

(1) 当会社は、保険契約者が次年度以降の年額保険料を猶予期間内に払い込まなかった場合は、その払込期日後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(2) 年額保険料が口座振替の方法により払い込まれる場合で、保険契約者に(1)の次契約年度以降の年額保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月末」と読み替えてこの特約の規定を適用します。

第6条（告知義務・通知義務等による年額保険料の変更）

(1) 地震保険普通保険約款第10条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、同条(3)③の申出を受けた日の属する契約年度末までの各契約年度の年額保険料の差額については、地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)の規定により、返還または請求し、地震保険普通保険約款第10条(3)③の申出を受けた日の属する契約年度の翌契約年度以降、年額保険料を変更します。

(2) 地震保険普通保険約款第11条（通知義務）(2)の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、危険増加または危険が減少した時の属する契約年度の年額保険料の差額については、地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(2)の規定により、返還または請求し、危険増加または危険が減少した時の属する契約年度の翌契約年度以降、年額保険料を変更します。

(3) (1)および(2)のほか、保険契約締結後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、承認した日の属する契約年度の年額保険料の差額については、地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)の規定により、返還または請求し、承認した日の属する契約年度の翌契約年度以降、年額保険料を変更します。

第7条（保険金額の調整による年額保険料の変更）

地震保険普通保険約款第17条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、減額の請求を行った日の属する契約年度の年額保険料については、地震保険普通保険約款第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）(2)の規定により、返還し、減額の請求を行った日の属する契約年度の翌契約年度以降、年額保険料を変更します。

第8条（追加保険料の払込み）

- (1) 第6条（告知義務・通知義務等による年額保険料の変更）(1)および(2)の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

- (3) 第6条（告知義務・通知義務等による年額保険料の変更）(3)の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。

第9条（追加保険料領収前の事故）

- (1) 前条(1)の規定により、追加保険料を請求する場合において、同条(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については適用しません。

（注）既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

- (2) 前条(3)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、地震保険普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に従い、保険金を支払います。

第10条（保険料率の改定による年額保険料の取扱い）

保険期間の中途において、この保険の保険料率が改定された場合においても、当会社は、この保険契約の年額保険料を変更しません。

第11条（保険金の支払および未払込年額保険料の払込）

当会社は、保険金支払の原因となった事故が猶予期間内に生じ、その事故による損害に対して保険金を支払う場合において、年額保険料が支払われていない場合は、支払保険金からその金額を差し引きます。

第12条（年額保険料不払の場合の保険契約の解除）

- (1) 当会社は、保険契約者が猶予期間内に年額保険料を払い込まなかつた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の場合の解除はその払込期日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3) (1)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に払い込まれた保険料は返還しません。

第13条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、地震保険普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

⑯自動継続特約（地震保険用）

第1条（自動継続の方法）

- (1) この保険契約は、保険期間が満了する日の3か月前の日までに保険契約者または当会社から書面による反対の申出がない場合には、保険期間を満了となる保険契約と同一の年数（注）とする継続の申出があったものとして自動的に継続され、以後この保険契約が付帯されている保険契約の保険期間が満了するまでこれを繰り返すものとします。ただし、地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合を除きます。

（注）この保険契約が付帯される保険契約の契約年度の開始日以外の時にこの保険契約を付帯した場合は、1年とします。

- (2) 継続される保険期間の終期は、いかなる場合もこの保険契約が付帯されている保険契約の終期を超えないものとします。

第2条（保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、前条の規定により継続された保険契約の保険料をその継続保険期間の初日（以下「払込期日」といいます。）までに払い込まなければなりません。ただし、次の条件を全て満たす場合には、提携金融機関（注1）ごとに当会社の定める期日を払込期日とし、指定口座（注2）から当会社の口座に振り替えることによって、継続された保険契約の保険料の払込みを行うものとします。

① 継続契約の保険期間の始期の属する月の前月末日までに、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ保険料（注3）を口座振替の方法により払い込むことについての合意があること。

② 継続契約の保険期間の始期の属する月の前月末日までに、指定口座（注2）が提携金融機関（注1）に設定されていること。

③ 継続契約の保険期間の始期の属する月の前月末日までに、保険契約者から当会社への損害保険料口座振替依頼書の提出がなされていること。

（注1）当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

（注2）保険契約者の指定する口座をいいます。

（注3）この保険契約に年額保険料を分割して払い込むことを約定する特約が適用されている場合には第1回分割保険料とします。

(2) 保険契約者が（1）の払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠ったときは、当会社は、継続前契約の保険期間の満了する日の午後4時以降に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(3) 保険契約者が（2）の保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、この特約の規定中「翌月末」とあるのを「翌々月末」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して当会社が別に定める額をあわせて請求できるものとします。

第3条（保険料不払の場合の失効）

保険契約の継続のつど継続される保険契約の保険料が払込期日の属する月の翌月末までに当会社に払い込まれないときは、保険契約は払込期日に遡ってその効力を失います。ただし、前条（1）の規定により提携金融機関ごとに当会社の定める期日を払込期日とした場合は、継続される保険契約の保険期間の初日に遡ってその効力を失います。

第4条（継続契約の保険証券）

継続された保険契約については、当会社は、保険契約者から請求がないかぎり、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券とその継続契約の保険料に対する領収書とをもってこれに代えることができます。

第5条（継続契約に適用される制度、料率等）

当会社が、下表に掲げる規定を改定した場合には、継続契約に対しては、継続契約の保険期間の初日における下表の規定が適用されるものとします。

① 地震保険普通保険約款および付帯される特約
② 保険契約引受けに関する制度、保険料率等

第6条（普通約款との関係）

第1条（自動継続の方法）の規定は地震保険普通保険約款第10条（告知義務）（2）および第11条（通知義務）（2）の効力を妨げないものとします。

⑩インターネット等による通信販売に関する特約

第1条（保険契約の申込み）

(1) 当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、その申込についての重要事項を了解した上で、当会社の定める手続方法に従って、情報処理機器上の契約申込画面に所要の事項を入力し、当会社に送信することによって、保険契約の申込みをすることができるものとします。

(2) (1)の規定により当会社が契約申込画面の送信を受けた時は、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、保険契約者に対して契約確認画面を送信することにより引受け契約内容を通知します。

第2条（保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、前条（2）の契約確認画面に従い、保険料を払い込ま

ければなりません。

(2) 契約確認画面に記載する保険料払込期限は、この保険契約に適用されている他の特約に別の規定がある場合を除き、保険期間の初日の前日までの当会社が定める日とします。

第3条（保険料不払による保険契約の解除）

当会社は、保険契約者が保険料（注1）の払込みを怠った場合（注2）には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注1）保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料をいいます。

（注2）契約確認画面に記載された保険料の払込期限から相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。

第4条（普通保険約款および特約の読み替え）

この特約の適用においては、この保険契約の家庭総合保険普通保険約款の「用語の定義」およびこれに付帯される他の特約の規定中「保険契約申込書の記載事項」または「保険契約申込書に記載した事項」とあるのを「契約確認画面にて表示させた事項」と読み替えるものとします。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭総合保険普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

②保険契約申込書省略に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	説明
保険申込者	当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約の締結の際に、当会社と保険申込者との間に、保険契約申込書等を使用しないことについての合意がある場合に適用されます。

第3条（保険契約の申込み）

- （1）保険申込者は、当会社が別に定める機器等を利用して保険契約の申込みを行うものとします。
- （2）（1）の場合において、当会社は、保険申込者が保険契約の申込みを行う前に、保険契約に関する情報を保険申込者に明示するものとします。

第4条（普通保険約款およびこれに付帯される他の特約との関係）

- （1）家庭総合保険普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定中「保険契約申込書の記載事項」または「保険契約申込書に記載した事項」とあるのは「保険契約の申込みを行った際に申し出る事項」と読み替えて適用します。
- （2）家庭総合保険普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定中の「保険契約申込書」、「明細書」その他保険契約の申込みを行う際に使用する書類は、電子媒体によるものとします。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭総合保険普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

②保険証券等の発行省略に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
保険金	この保険契約に適用される家庭総合保険普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定により支払われる

	る保険金をいいます。
保険証券等	保険証券、保険契約証または保険契約継続証もしくはこれに代わる書面をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約の締結の際に、当会社と保険契約者との間に、保険証券等を発行しないことについての合意がある場合に適用されます。

第3条（保険証券等の発行に関する取扱い）

- (1) 当会社は、この特約により、保険証券等を発行しません。
- (2) (1) の規定にかかわらず、保険契約者は、この保険契約の保険期間の中途で、当会社に対してこの保険契約の保険証券等の発行を請求することができます。
- (3) 当会社は、(2) の請求によりこの保険契約の保険証券等を発行した場合には、次条および第5条（保険金の請求に関する特則）の規定は適用しません。

第4条（保険証券等の記載事項の取扱い）

当会社は、この特約により、当会社が定めるインターネット上の画面に記載した事項を保険証券等の記載事項とみなして、家庭総合保険普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を適用します。

第5条（保険金の請求に関する特則）

家庭総合保険普通保険約款およびこれに付帯される特約において、保険金の請求に際して保険証券等を提出する旨の規定がある場合でも、当会社は保険証券等の提出を求めません。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭総合保険普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

弊社への保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は
お客様相談センター

0120-115-603

○受付時間:平日午前9時～午後5時(年末年始は除きます。)

○携帯電話からもご利用いただけます。

○一部のお手続きは、当社の委託先が承ります。

事故の受付は

「楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル」または「取扱代理店」へ
楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル

0120-120-555

○受付時間:24時間・365日

○携帯電話からもご利用いただけます。

楽天損害保険株式会社

<https://www.rakuten-sonpo.co.jp/>